

令和5年第2回大衡村議会定例会会議録 第2号

---

令和5年6月7日（水曜日） 午前10時開議

---

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	早坂紀美江	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	参 事 兼 指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

---

議事日程（第2号）

令和5年6月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

---

---

午前10時00分 開 議

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しますので、これより令和5年第2回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番佐野英俊君、6番赤間しづ江さんを指名いたします。

---

---

日程第2 一般質問

議長（高橋浩之君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順5番、細川運一君。

8番（細川運一君） 通告順5番、細川運一でございます。

何年ぶりかの一般質問でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会に農業委員の同意案件、提出されておりますので、そういう意味で、村民の皆様方に農業委員会の活動をご紹介、PRする目的、また、3月の定例議会で萩原前村長が地域計画並びに目標地図の説明をいただきましたので、それを小川新村長がどのような過程で進められていくかということを一明らかにして、農業者の皆様方への周知を目的として、農地利用の最適化についてということで、一般質問をさせていただきます。あわせて、村長も選挙戦において農業改革という言葉を用いられて、現況を憂いられて改革の志を表明されておりますので、それが具体的にどういうことなのかということ、併せて伺いをしたいというふうに思っております。

農業就業人口の減少と高齢化というのは、これから遊休農地がますます増大していくということも懸念されますし、水田活用、直接払い交付金の厳格化、見直しによりま

して、令和4年から令和8年度まで水かけをしない水田は、令和9年度から交付金の対象として見なさないという方針が示されておりますので、そのことも、復元できない水田はそのまま遊休農地になっていく可能性もございますので、その深刻さは増しているんだろうというふうに思っております。

そのような中で、農地を所管とする農業委員会が大衡村の農業、農地行政の在り方について、今後どのような目標を持って活動されているのか。また、農業委員会は、農地の利用・集積、並びに遊休農地の解消、また、新規就農者の促進ということ、最適化ということで表現しておりますので、その具体的な目標をお伺いしたいと思います。

また、法改正によりまして新たに設けられました農業最適化推進委員ですか、その方が農業委員会の会議に同席して情報を共有しているということは承知しておりますけれども、大衡村の現状において、その方々がどのような活動をなさっているのかということをお聞きしたいと思います。

3点目として、地域計画と目標地図の策定過程についてお伺いをしたいと思います。

令和6年度中に、両方共作成して公表することになっておりますけれども、令和6年度中というのかなり日程があるというような感覚をお持ちかもしれませんが、私はいろいろ農業者の方々の意見を吸い上げてまとめていくにはぎりぎりの日程ではないかなというふうに思っております。担当の方にちょっとお聞きしたところによりますと、そんなに余裕あるものではないということでございます。実質化した農地プラン、人・農地プランがあれば、そんなに問題はないと思います。それが、農業委員会なり、それらの目標に合致するような計画で進んでいるのだろう、進んでいけば、進んでいるのであれば、そんなに難しいことではないのではなかろうかなと思います。けれども、その計画と地図を今後どのような過程で作っていかれるのかというのを、まずもってスケジュール感をお伺いしたいと思います。

4点目として、まだまだ、農業者の方々については、地図や目標地図が何のために作成をして、今後どのように生かされていくのかというようなことを全然現場としてはまるっきりまだ認識をしていないというふうな現状にあると思います。そのような今回の作成の目的を、農業者の皆様方にどのように周知して、協議に、1人でも多くの農業者の方々の声が反映されるような体制をどのように築いていくかという点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、産業振興課農業委員会事務局、通常でも大変忙しいところでございますの

で、それに併せて今回のこのような業務が新たに加わるわけでございますけれども、どのような職員体制で進めていかれるのか。一部委託というようなこともあり得るのか、その辺のところもお聞きしたいというふうに思います。

最後に、村長は、自分の政策の重要課題として農業改革ということをやっておられるというふうに、公約なりリーフレットを拝見すると感じております。今回、こういう機会に、そういう改革という言葉を用いて、先頭に立って、村長が大衡村の農業を変えていくんだという意気込みを私は大変高く評価いたします。農業問題は今までの村長の方々がいろんな質問に答えてきたとおり、大変難しい問題でございます。その問題に対して、いち早く公約として掲げられた姿勢というのは高く評価いたしますし、村長を中心として、この大きな問題を農業者だけでなく、農地というのは景観、それから防災、いろんな面で、食料生産の場というだけでなく、いろんな面でございますので、村民を巻き込んだ論議ができて、問題を共有できるような場にしていただきたいというふうな思いで質問をさせていただきます。

以上、6点でございますけれども、村長の答弁を1問目として求めます。

議長（高橋浩之君） 小川村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 皆さん、おはようございます。

それでは、細川運一議員の農地利用の最適化についての一般質問にお答えいたします。

まず1点目の、農業委員会が目指している農地利用最適化の具体的な目標とのご質問ですが、農業委員会は、地域の実態に応じた取組を推進し、遊休農地の発生防止、解消、担い手への農地の集積・集約化、及び新規参入の促進に向けた対策の強化を図るなどに取り組んでおりますが、いわゆる農地利用の最適化に向けての取組のうち、農地の集積・集約につきましては、80%の集積率を目標として設定しているところでございます。

次に、2点目の、農地利用最適化推進委員の活動状況とのご質問であります。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、農業への新規参入の促進に関する日常的な現場活動など行っていただいております。また、総会への出席や、現地調査などにも同行して意見を述べていただいております。また、総会への出席や、現地調査などにも同行して意見を述べていただいております。また、総会への出席や、現地調査などにも同行して意見を述べていただいております。また、総会への出席や、現地調査などにも同行して意見を述べていただいております。また、総会への出席や、現地調査などにも同行して意見を述べていただいております。

なお、農業委員とともに、毎月10日間の農地利用最適化活動を行うことを目標として

設定しており、活動の状況についても、各委員から報告書の提出もいただいております。

次に、3点目の、人・農地プランの法制化により義務化される目標地図と、地域計画の策定工程とのご質問ですが、将来の地域農業の在り方を明確にする人・農地プランを法定化し、地域農業の将来像である地域計画の策定を市町村に求めるとする農業経営基盤強化促進法などの一部を改正する法律が、本年、令和5年4月1日から施行されております。このことにより、地域計画並びに現況の地図に、農地の貸し手、受け手の意向を踏まえた農業地図を令和7年3月末まで策定することが義務づけられております。

大衡村といたしましては、1つとして、協議の場の設置に係る調整、これを現在から6月末まで、2つ目として、出し手、受け手の意向調査、これを7月から12月末まで、3つ目として、協議の実施、取りまとめ、これを令和6年1月から令和6年末まで、4つ目として、目標地図の素案の作成、これを令和7年4月から12月末まで、5番目として、地域計画案の取りまとめ、策定として、令和7年1月から3月末までの5つの手順と工程で進めることとし、工程表を作成し、進めているところでございます。

次に、4点目の、農業者の理解を深めるための計画の周知と協議の在り方とのご質問ですが、先ほど申しあげました工程表により、地域計画、目標地図の策定を進めますが、広報、ホームページ等の活用により周知を図るとともに、分かりやすく解説したチラシの作成、配布などにより、計画への理解を深めていただきたいと考えておりますし、県の地域コーディネーターなども活用し、計画への理解や必要性についてご理解いただくための研修会の開催なども予定しているところでございます。

地域計画は、地域の人等の意向を取りまとめて公表するものとされていますので、計画の策定に当たっては、何よりも徹底した議論が求められております。幅広く農家の皆さんや関係者に参加を呼びかけ、個々の農家、法人等の意向を把握しながら、村全体や、地域単位、各種団体などのいろいろな機会での協議、話し合いを実施し、広く意見を聞きながら、目標地図並びに地域計画をつくり上げていきたいと考えております。

なお、その際は、地域の実情に精通した農業委員、農地利用最適化推進委員が主体に活動することとなりますので、そのための研修会への参加について、今後も積極的に進めてまいります。

次に、5点目の、策定のための職員体制とのご質問ですが、今後5年後、10年後の大衡村の農業の将来像の在り方を示す大変重要な計画を短期間のうちに作成するものとなりますので、農業委員会サポートシステムやタブレット端末の活用や、国県や農地バン

ク、JAや土地改良区などの関係機関と連携しながら策定を進めてまいりますし、職員の体制につきましても適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、6点目の、公約されている未来に向けた農業改革のための具体策とのご質問ですが、少子高齢化、担い手不足、生産資材を初めとする物価の高騰、水張り5年ルールの厳格化を初めとする農業政策の変化、さらには、度なる自然災害など、農家を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。そのような中で、意欲を失わず、積極的に地域の担い手として今後の大衡の農業を担っていく方々の支援の強化を図ってまいります。また、担い手へのさらなる農地の集積、集約のため、AIやIoT、無人ロボット、ドローンなどの先進技術の導入への支援策等を検討し、効率的で未来に向けて持続可能な農業を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 担い手の集積目標80%という数字ございますけれども、これは何年後なんでしょうか。

それから、遊休農地の解消、または新規参入の、新規参入者の、そういう目標というのはないんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 令和10年を目標としているということでございます。

あと、2番目の質問、ちょっとすみません、聞き逃してしまったので、もう一度お願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 農地の集積についての目標は80%ということでございますけれども、規参入をどのくらい計画していくのかとか、遊休農地今ありますよね。それをどのように解消していくのかという、農業委員会としての目標はないんでしょうかという質問です。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） こちらについては、課のほうで農業委員会の方々との話合いがしておりますので、産業振興課の課長のほうに、答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 新規参入の促進についての目標、その他についても、それぞれ目標を定めるように国のほうから指示がありまして、公表しているものでありまして、

先ほどの集積の達成時期の目標もその中であるわけでありましてけれども、新規参入につきましては目標としまして、先ほどの集積率80%と同様に、令和10年3月までに7人というような目標を掲げているものでございます。

議長（高橋浩之君） 遊休農地の解消は。

産業振興課長（渡邊 愛君） すみません、遊休農地の解消につきましては、現在の数値が、遊休農地面積17.4ヘクタール、現在、調査によって面積を把握しておりますが、これらを、令和10年の3月までにゼロにするというような目標を掲げているところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 農水省のほうから具体的な目標の設定について通知みたいなのがあるかもしれないけれども、かなり意欲的な目標設定だというふうに感じます。そういう目標を設定しなければ、これから農家の離農をされる方々の出し手の方々の農地を引き受ける担い手の方々、新規参入がなければ、現状の受け手の方々、限度に来ておりますので、村長今おっしゃったようなスマート農業みたいな形で効率化を図ったとしても、新たな参入がなければ、今後予想される農地の受け手というのはなかなか難しいんだろうというふうに思います。今ある受け手が未来永劫あるわけではございませんので、その辺も不確かなところございますので、農業就業人口の高齢化というのは、受け手の高齢化ということも意味しておりますので、うまく組織、個人なり、認定農業者なりが世代交代をしないと大変なことになるというふうに思います。

村長は1つの農地に関する農業委員会のこの取りまとめを、農業行政を推進していく上で、どのような所感をお持ちですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 新規参入として7件の目標を立てているという、今、課長の答弁でございましたけれども、私はこれから、地域おこし協力隊、ここの村だけでやっていくというのはなかなか難しいと思います。そんな中で、地域おこし協力隊、そういうものを農家をやりたいという方々に来ていただく。そして、ここの大衡村の遊休農地、そういうものを開拓する。いや、米だけでなく、地盤調査もしていきたいと思っております。そんな中で、その遊休農地のその土地に何が一番合うものなのか、その作物としてそれが合うものを作って、新規参入として、いろいろとやっていただける方をこちらからも募集をいたしまして、そういう方を大衡村に来ていただきたいと思っております。

また、企業の方々、これだけ大衡村企業の方々が張りついております。その企業の方々、そういう方々に、農業に向けての様々な取組が少しでもお力添えをできない、協力をさせていただけないかということも、これからやってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 地域おこし協力隊っていうのは、大衡村なら大衡村に来ていただいて、地域活動をしていただいて、定住定着を目指す制度だというふうに思います。全国的な調査によりますと、その定着率は65%前後でございます。宮城県においても同様の数字というふうに把握しております。

村長はリーフレットの中でございますけれども、地域おこし協力隊の方々に農業改革の主導を取っていただくという表現をなさっているんですよ。リーフレットの中で。選挙公約ではございません。その中で、私の地域おこし協力隊という方々が、農業分野で、そこに参入していただいて、大衡村の自然なり人情なりに魅力を感じていただいて、そこで就業なり起業なりをしていただいて、大衡村に定着していただければ、それで100%だと、の効果だというふうに私は思っております。村長の表現ですと、何か、地域おこし協力隊の中にもコーディネーターみたいな形の地域おこし協力隊もございます。アドバイザー、地域創生のアドバイザーみたいなのを派遣していただくようなふうになれるような表現なんですよ、主導していただくということは。そういうような、村長が唱えていらっしゃる農業改革を、地域おこし協力隊の人によってリーダーシップを取っていただくというふうを受け止められる文章でございます。今の村長のお考えを聞いて、普通の地域おこし協力隊の感じだというふうを受け止めてよろしいのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 言葉足らずだったと思います、先ほどのお答えですね。私は、やはりこれからは、AI、IoT、それからドローン、様々な部分で、分野において、それに精通した方々をお呼びする、そのことによって大衡村、農業をやっている方、担い手の方々、なかなか高齢者の方が多い状況にある。そのときに、今の農業として、そういうITとかそういうもの、AI、いろんなものをプラスしたやり方をすれば、また違う、そういう精通した方々の指導によって、違う農業のやり方をしていけるのではないかと考えているところであります。

また、亘理、あっちのほうの、亘理地区のほうの苺農家などを見ますと、もう全部パソコン上でいろいろな管理をし、ロボットが、もう、亘理はまだなっていないかもしれ

ませんけれども、摘み取りまで全部ロボットがする世の中になっております。やはりそういうものを、先端技術、そういうものを少しでも取り入れることによって、大衡の農業、これにプラスになるのではないかと思い、地域おこし協力隊、そういうもののAIとかに精通した方々をお呼びするのがこれからの必要な改革ではないかと思つての、この表示でございました。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 方向性としては賛同いたしますので、ぜひとも頑張っていたきたいというふうに思います。

農地利用最適化推進についてお伺いをいたします。

答弁書によりますと、随分活発的に活動されているような答弁書でございますけれども、農業委員会として、農業委員と最適化推進委員の業務上の明確な役割分担というのはあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 農業委員と農地利用最適化推進委員、これが始まったのがもう何年くらい前でしたかね、何年前になりますか。10年くらいですか。29年。（「平成29年」の声あり）平成29年からこのような形で、農業委員のほかに最適化推進委員という方々がプラスになり、各行政区に2人ずつという形になったと思います。私もその当時、議員でありました。そのときに、私が課長に質問したことがあります。最適化の方がこれだけ必要なのか、北、東西南北ですか、そういうような形で、最適化の方々が4人、5人、そのぐらい、半分ぐらいでもいいんじゃないかという質問をしたことがございます。けれども、その当時はやはり各地区に、やはり一番各地区のことを分かっている方々が必要なんだという答弁だったと記憶しております。そんな中で、これから大衡村人口どんどん少なくなっていく、そして農業をする方も高齢化になり、またその委員を選ぶのも大変な状況になることを考えますと、これから、いろいろな部分で分析をしながら、今後、最適化農業委員の方々、本当に一生懸命されていることは私も重々承知でございます。そんな中で、これからどのような形を大衡村としてどのような形を取っていくか、そういうことの問題も解決しながら、そして、皆さんで協議しながら、これからの大衡村の形を考えてまいりたいと思っております。

あと、担当課のほうからも、補足で、はい。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 農業委員と農地利用最適化推進委員の違いということでお話しでありますけれども、大きな違いは、農業委員については、農業委員会の総会においての議決権があると、表決権を持っているということでありまして、あくまで農地利用最適化推進委員についてはその際に意見を述べるができるというところに限定されているところでもあります。

いずれの委員についても、先ほど答弁の中でお話しさせていただいたような活動、重複する部分があるわけでもありますけれども、より最適化推進委員については、地区を割り振った上での委員の選出という形になっておりますので、農業委員は大衡村全体なり、コミュニティーごととか、そういった、できるだけ大きな、比較的大きな範囲での物事の決定権というような、見方ということがありますけれども、農地利用最適化推進委員につきましても、逆に個々の農家、農地、地域の農地、地区の農地に、より近接をして、身近で確認をしていただきながら、農家等の相談により身近に当たっていただくという役割を担っていただいているところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 今回の農業委員の同意案件においても、最適化推進委員の方、農業委員に上がられるということが、もう案件もございまして、農地行政に対して考える方々が多くいるということは大変いいことなんだろうと思います。制度の趣旨にのっとり、その役割を十二分に発揮していただくような農業委員会の運営にしていきたいと思います。

次の工程についてお伺いをいたしますけれども、⑤の地域計画の取りまとめ作成というのが3月末になっておりますけれども、公表というスケジュールをこの中に入れる必要はないのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） はい、課の課長のほうから、産業振興課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ちょっと表現上、不備があったかもしれませんが、3月末までに公表すると、策定して、公表するというところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） はい、理解をいたしました。そういう質問が出ないような答弁でお願いをしたいというふうに思います。

それから、計画をこれから農業者の皆さんにどういうふうに周知をして協議をしていくかということだと思いますけれども、村長の答弁の中にも、あらゆる機会を捉えて意見を吸い上げるというような形になっておりますけれども、人・農地プランでは、大衡村、市町村で、対象区域、大衡村ということの一つになってございます。それからそれを実質化した人・農地プランでも、大衡村一つ、という形の取りまとめをしております。原則として上から下りてきている指示は、集落ごと、小学校単位、というような表現もございますけれども、地域の実情においてその対象区域を設定して構いませんということになってございます。周辺の自治体を見ますと、大和町は旧村単位で実質化プランを立てております。大和、吉岡、宮床、鶴巣、落合、その中で一番大きいのが鶴巣の749ヘクタール。大衡村1,320ヘクタール。水田で概略1,100ヘクタールぐらいでございます。大郷も最初は1つでしたけれども、分けてございます。大谷東部、西部、粕川、大松沢、この中で、一番大きい面積は、大谷東部の約502ヘクタール。富谷も1つでございますけれども、659ヘクタール。松島も1つで962ヘクタール。利府も3つに分けているのかな。東部、中央部、西部。七ヶ浜は1つでございますけれども、範囲という概念で、5つに分けてございます。

大衡村以上大きいところはないのかということ、色麻が、範囲として色麻、清水ということで分けておりまして、色麻が、2,000町歩以上になってございます。色麻町の営農の実態とすれば、集落農業が定着しておりまして、基盤整備も行われております。大衡村と土地条件全然違います。地域によつての担い手、担い手の集団というのが明確化しているんだろうと思いますし、規模別に見ても、色麻町の場合、2020年度の調査でございますけれども、20ヘクタールから30ヘクタールが8経営体、30ヘクタールから50ヘクタールが7経営体、50ヘクタールから100ヘクタールが13経営体、100ヘクタール以上が1経営体というような形で、担い手がちゃんと明確化されて定着しているんだろうというふうに思います。大衡村はその1,320ヘクタールという、その地域の実情に合わせて対象区域設定したわけでございますけれども、大衡村が大衡村一円とした範囲とした対象地区を大衡村一円とした理由というのが多分あるんだろうというふうに思いますけれども、それはどういう理由によるものなのかお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 産業振興課課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 当時の考え方まではちょっと把握をしていないところでありましてけれども、今細川議員おっしゃられたように、各地区の町村単位の事情というのはあるかと思いますが、大衡の場合、村内で、何と申し上げたらいいか、単位として分ける考えもあったのかとは思いますが、地域内のつながり、地区との連携、相互間、あとその担い手として請け負っている場所の配置等を確認したところで、なかなか、どこかで線引きがしたいのだけれどもなかなかできないというのが実際のところだったのかなというふうには考えておまして、今回の地域計画、目標地図の区割りについても関心をお持ちになっていらっしゃると思いますけれども、なかなかそういった、例えば、現在ある4つのコミュニティー単位にしたかどうかとか、従来どおりの1つのままでいいのかとか、行政区単位にした方がいいのかとか、そういったことについても考えてはいますけれども、議論はしておりますけれども、逆に先にそういったくくりを先に設けてからやるのがいいのか、ちょっとその辺にも、まだ結論に達していないというか、ちょっと疑問点等もありまして、まずは、各皆様方の農家の声を何らかの形でまず聴取、それをスタートさせることが、まず、最初かなというふうに思っているようなところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 実質化した人・農地プランを前提として、地域計画をつくるんだらうというふうに思います。多分、だから、大衡村においても、大衡村対象区域が大衡村一円になっているわけですので、その方向性で、多分、地域計画もおつくりになるんだらうというふうに思います。細かくやればいいというものではございませんし、大き過ぎて駄目だということでもないと思うんです。それぞれの実情というのがあって、担当課なり村がそういう判断をしたということは、別段そういう判断をした長所を生かしていくようなその協議の仕方をすれば何も問題はないんだらうと思いますので、なるべく、本当に大衡村一円だからそのこの団体の人を何人か呼んでそれでいいことにしましようとか、そういうことがなければ、さっき村長から答弁あったように、なるべく多くの方々の意見を吸い上げて協議の場を設定したいというのであれば、別段私はそれでも構わないんだらうというふうに思います。多分、法律自体も、法律上、農業者の方々全員協議に参加するというところまでは求めておりませんので、なるべく農業者の方々の意見を集約するように努めるということなんだらうと思います。その場合、アンケートということになるんだらうというふうに思いますけれども、アンケートの回答率を

100%近く、回収に伺ったりして、返ってくるのを待っていて60%だというのではなくて、村の職員の方々なり、集積化の委員の方々が出向いて、そこでいろんなお話をして、回答いただけなかったんですけれども聞き取りしてアンケート調査いただきたいんですとかということで、巡っていただいて、やっぱり80%、90%の回答率を得るような協議の在り方というのを目指していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先日、大衡村地域水田農業推進委員会、私が会長となっております。

その中で、令和6年度産以降における作付についても、こちら、また違うことになりますけれども、意向調査、こういうこともするような形に、アンケートですね、するような形になっています。様々な大衡村でいろいろアンケートを取ろうとしても、やはり、先ほど細川議員が言ったように、半分とか60%、そのような中で物事が本当に決めていいのかという部分もございますし、やはりそれには100%近い、80、90、そういうようなことを目標として、やはり、職員のほうもいただかないところには足を向けて出向いていくとか、あと、農業委員会委員の方々、そして、最適化推進委員の方々、そういう方々にもお声がけをして、そういう形で、アンケート調査回収率向上に向けてこれからもやっていきたいと思っております。

あと、詳細について、また、課のほうからも答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） やはり、徹底した議論を行うようにということでありますけれども、その前提となるものが、各農家の意向調査ということになります。で、やはりその一番我々としても事務局としても危惧しているのが回収率が悪いということでありまして、アンケートというのはあくまで匿名なりのものになりますけれども、この場合は、あなたの農地を今後どうしますかという具体的なことになってまいります。ですので、実名でのやりとりということになりますので、あくまで現在の検討段階ではありますが村長申し上げましたとおり、個別に訪問をして聞き取りをすとか、本当にその方が今後どのように考えていくのか、俺は分からないんだということではなくて、きちんと、どうするのか。まだ今のところ未定という答えも、許容範囲の中には、その質問の答えの中にはあるかと思えます。目標地図、地域計画というのは、令和7年の3月がゴールではありません。そこまでに、初めてスタートラインに立つと、大衡村の現状、今後が、現時点でどうなのかというのをそこで見える化する、地図化する。村として今後どうし

ていくのかというのをお示しする場になりますので、お聞き取りをした農家の方々の事情が毎日毎月毎年変わってまいりますので、それらをデータとして更新をしていって、大衡村の現状がどうなのか、今後の方向性がどうなのかを把握していくということでもありますので、その基礎的な調査の精度が低いとそもそもの計画の策定に大きな問題が生じますので、その辺につきましては、農業委員なり、農地利用最適化推進委員、先ほど申し上げ、答弁の中にありましたとおり、毎月10日以上活動をするようにという、するようにといいますか、するような指示もありまして、しますよという目標を掲げている現状でありますので、そういった活動の中の一環として、そういったアンケート調査の聞き取り等もしていきたいなというふうに考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） どうしても、大変失礼な言い方ですけども、行政というものは、上からの上位法の指示で計画をつくりなさいというようなことがなった場合、計画をつくったということで一安心というような面が、多分、それも大変な事務量と労力ですから、担当課としてはそういう思いを抱くのは、私も思います。大変なことですので、どんな計画をつくるのもですね。ただ、今回の場合、人・農地プランを見てもみますと、今までの地域計画の前身となる人・農地プランを見てもみますと、A4、1枚でございます。本当に当たり前のことしか書いてございません。その当たり前のことをやるのが大変難しいということなんだろうと思いますし、それをどういうふうに解決していくかということとは、なかなかその妙案というのはないだろうというふうに思いますけれども、やっぱり作成する過程で、農業者の皆さんがこういう現況にあるんだよということを、共通認識を持ってもらう。今どこかに頼んでいるから、もう俺は大丈夫だと思ったって、頼んでいるところが未来永劫あるかなんか分かりませんよと。村としても経営体として考えている認定農業者、いつまでも認定農業者ではないと思います。年齢とともにリタイアする方もいらっしゃると思いますし、なかなか、職業として一次産品が低迷をしていて生産費が上昇する中で、農業で食べていくということは大変なことでございます。そういうことを踏まえて、新規参入も迎えていかなくちゃいけない、新しい価値感を持った方々を、村長のお言葉を借りれば、そういう方々を村に招き入れなければならないということは、考え、先ほど申し上げたとおり、その方向性としては間違いはないと思いますけれども、ただ、計画をつくったということで終わらせないで、大衡村一つでつくったんだとすれば、つくるんだとすれば、大衡村、これから地域農業、どういう形のデ

ザインをしてどういう方向に持っていくんだと、その話合いの中で、いろんな人たちの意見を吸い上げる。こういう意見の人たちがいるんだと、そしてそれを取りまとめて、お互いの共通認識を深めるということのほうが私は大事なのではないかなというふうに思っています。

そういう意味で、なるべく本当に多くの方々の、何回も申し上げるようでございますけれども、意見の方々の吸い上げていただいて、本当に、基盤整備率、大衡村統計などを見ますと最低でございますので、そのような悪環境の中で利用集積をしていただく方々の負担というのが、ほかの基盤整備した5反歩1町歩の田んぼを集積する方とは全然違うんですよ。その辺のところも含めて、もう一度、質問になりますけれども、あくまでもその一つのプロセスであって、一つの話し合う共通認識を持つ場であって、そこからどういうふうにしていくことが大事、どういう政策を振っていくということが大事なんだろうと思いますけれども、村長、その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回、農業問題、やはりいろいろな、本当に高齢化、様々な問題があると思います。そしてコロナ禍により、この農業、今まで、本当、外国にもいろいろ、米の主食米ですか、そここのところもどんどん、減反減反で収量がどんどん下がっていった部分、そういう部分も減反政策ですね、そういう部分もございました。そんな部分で、コロナによって、この大衡村の大衡村だけじゃなく全国的に、国での生産、米粉を使ったりとか、つくったりとか、そういうものもやらなきゃいけない、国での需要、国でのつくったものを国産品を使えるような形にやっっていこうということで、いろいろと考えているようでもございます。そんなものを考えてみますと、やはり大衡村で本当に自給自足、どのくらいのパーセントなのかなと考えたときに、やはり米だけはある程度のパーセントになっているのではないかなと思っているところです。そういうところも考えながら、また、細川議員が言いましたように、やはり、一人一人のご意見をきちんと聞くこと、そういうことが、足を向けて、足を運んで皆さんに聞く、その姿勢というのはとてもこれから大事になる、将来の大衡村の未来の形をきちんと説明すること、そして、皆さんがどう考えているかということもきちんと聞くことがこれからとても大事になると思っております。

そんな中で、やはり昨日も石川副議長の質問にもお答えいたしました。地域、地区懇談会、座談会、そういうものを、テーマを絞って、大きなものでしますというだけで

はなかなかできませんので、テーマを絞った形で、「今回は農業についてのテーマでやります、皆さん、どうぞ来てください」というようなことで、それには、やはり各地区で農業委員の方々がおりますので、その方々にも周知をきちんとしていただくこと。そして、ここにいらっしゃる議員の皆様にも周知をしていただけること、そのところを願って、皆さんの声を吸い上げるように座談会の開催をしていきたいと思っておるところでございます。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 職員体制についてお伺いをいたします。

産業振興課、今年からコロナ解除ということで、お祭りも本格的に2つ行われるだろうというふうに思いますし、企業立地も、いろんな問合せ来ているというふうなお話も伺ってございます。ただできえ忙しい課でございます。そして中心的な所管の仕事をしていく職員というのは限られているんだろうというふうに思います。その方々が仕事負担にならないように配慮していただきながら進めていただきたいというふうに思いますし、たまに、課長のほうにでもお声がけをいただいて、「うまくやってる」とか、そういうような一言、村長のほうからお声がけいただければいいのかなというふうに思います。

最後に、村長が掲げております「農地の整理集約と先端技術の導入より、作業の効率化を図り」ということが選挙公報に掲載をされております。答弁書を見ますと、スマート農業、このようなトラクターなり、コンバインなりの自動運転ですか。それからドローン、それから、先ほど言ったように、スマートフォンを活用したやり方とか、というようにことを目指して作業の効率化を図っていくということなんだろうというふうに思いますけれども、このようなことのスマート農業の効率性を高めるためには、やはり、大区画ほど効率が高いわけでございます。小さければ小さいなりのそれなりに効率化が図れると思いますけれども、スマート農業の一番の普及に対する問題点というふうに指摘されているのは、金でございます。金、お金がかかるということでございます。区画整理が大体終わったところで、スマート農業の補助金出しているところでございます。上限100万円で、事業規模の3分の1以内とかって出しているところはございます。そういうようなことをお考えなんでしょうか。やっていくということは、実際、人、金をどのようにつぎ込んでいくかっていうことでございますので、そういう先端的な農業をするために、何らかの施策というのはあるんでしょうか。具体的なお伺いをいたします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはり、村長が、村長じゃない。細川議員が言ったように、いろいろなことを、スマート農業、様々なことをするにはお金、それが一番必要になるということも重々承知でございます。そのためには、やはり、昨日もお話しさせていただきましたが、企業誘致、そのことによって、税金、税金を大衡村でプラスにすることによって、一般財源として使える、自由に使えるお金、そういうものを自分の中でもやっていかなきゃいけない、企業誘致を活力的にやっていかなきゃならない、そういうような形で、これから農業改革って、私が農業もしていないのに大それたこのような言葉を使ったことは私の中で夢のような話だったかもしれませんが、やはり夢を持たなければ、前に、目標がなければ何もできないと私はいつも考えています。目標を持つことによって、それに向けた取組がこれからやはり必要なのかなと思っています。その中でも、やはり農業という部分で、5年後、10年後、先ほども言いましたように、意向調査、この中で、何を作っていますかとか、あと飼料米を作っていますか、それから、牧草をやっていますかとか、大豆を作っていますか。あと、産地交付金、村単独助成、そういうことについて、どのように考えていますかとかというような質問項目がございます。この項目も、皆さんがどのように回答として出てくるか分かりませんが、この調査を基、そして、先ほども言いました地区懇談会、そういう人たちの声を聞いて、皆さんの声を聞いて、それを基にして、これからの大衡村の農業、そういうものを地域おこし協力隊、そういう人たち、精通した方々をお呼びすることが本当にいいものなのか、そういうこともきちんと考えながら、一步一步進んでまいりたい、そのように思っております。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 私は、村長は農業の素人だというふうには感じておりません。何年か前でしたかね、私、田植をしておりましたら、何か雰囲気違う人が隣の田んぼにいます。明らかに何か違う人だということで、その方は誰かなと思ったら村長でございました。農業を現場でおやりに、補助的なことだったんでしょうかね、おやりになったのを拝見をいたしております。今このような立場で、お互い農業問題、語り合うということは何かが因縁みたいなのも感じますし、村長、いろんな方とのネットワークも広くて、地域の農業の若い方々との交流も存じ上げておりますし、一般質問でも農業を取上げておりますので、決して素人ということの認識は私、ございませんし、それに取組もうとする

姿勢を私は高く評価しますし、新しい村長にはそういうスタンスで農業分野の政策に当たってほしいというふうに思っております。

そういう意味で、村長の目指す農業改革を行う上で、やはりきちんとした地域計画と目標地図をつくることが一番の最優先課題ではないかなというふうに思います。ちゃんとした診断書がないとお医者さんが正しいメスを入れられないように、改革をしていくということを行う村長のお言葉を借りれば、現状のどこを直してどういう部分を伸ばしていくんだということを判断する、ちゃんとした目標地図と地域計画をつくることが私は農業行政にとって、今、村長の最優先課題だと思ってございますので、ぜひ、そういう意気込みで農業の最適化にご尽力を願いたいというふうに思います。

最後に、その決意を伺って質問を終わります。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 細川議員から農業の素人ではないという温かいお言葉をいただきましたが、本当は私は手伝い程度の、その現場を少しでも自分の中で知れることができたと思って、そういうような、自分の中の現場に答えがあるということが私の信念でございますので、そういう部分でやっていたところが、本当にさもない小さなことでございますけれども、今、細川議員が言ったように、地域計画、そののところがきちんとした上で、目標地図、そういうものを課の課長、そしてまた地域の皆さんとともに、よりよいもの、大衡村としてよりよいものにするような形を、これから一つ一つ頑張っていきたいと思っておりますので、いろいろとご協力、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 以上で細川運一君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順6番、文屋裕男君、質問席に移動してください。

7番（文屋裕男君） 通告順位6番、文屋裕男です。

私は今回、一般質問の通告は、2件であります。

1件目は、有害鳥獣対策についてということ。

2件目は、村で報酬を支給している役職について質問をいたします。

まず1件目、有害鳥獣対策についてであります。

平成23年3月11日、東日本大震災の地震による津波で、東京電力福島第1原発原子力発電所の事故により、福島県で生息しているイノシシが駆除されなくなりました。宮城県へどんどんどん北上し、大衡村でも見受けられるようになりました。本村では、平成28年10月、大衡村鳥獣被害対策実施隊を結成し、これまで活動を続けております。その内容についてお伺いします。

1点目に、有害鳥獣被害対策実施隊の隊員は何名かということです。

2番目に、過去3年間のイノシシの捕獲頭数の推移をお伺いします。

3番目に、長距離無線式捕獲システム「ほかパト」の実績、どのように見ているか、お伺いします。

4番目に、ワイヤーメッシュ柵の効果をどのように分析しているか、以上4点について伺います。

2件目として、村で報酬している役職について伺うということです。

鳥獣被害対策実施隊の任命式で、村長より、実施隊が消防団員と同じであると説明を受けました。その消防団以外にも多くの役職の方に報酬を支給していると思いますので、3点について伺います。

1つ目、全役職名をお伺いします。

2つ目、報酬を受けている者全員が選挙運動に携わることができないのか、お伺いします。

3番目に、報酬を受けている候補者が選挙運動に携わった場合、違反となるのか。また、当選しても無効になるのか、以上3点について伺います。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、文屋裕男議員の1件目、有害鳥獣対策について問うとの一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の有害鳥獣対策実施隊の隊員は何名かのご質問ですが、現在、23名の方に隊員として、日々、有害鳥獣対策に尽力をいただいております。感謝の気持ちでいっぱいでございます。

なお、隊員の定員は30名でありますので、定員となりますよう、引き続き募集に努めてまいります。

次に、2点目の、過去3年間のイノシシの捕獲頭数の推移はとのご質問ですが、3年前の令和2年度が82頭、令和3年度と令和4年度が同数の73頭となっております。

次に、3点目の、長距離無線式捕獲システム「ほかパト」の実績はとのご質問ですが、ご存じのとおり、ほかパトは、わなに取付け、反応があると電波を発信し、それが役場庁舎屋上に設置した親局を経由し、登録した隊員や役場のメールパソコン、メールに通知されるシステムとなっております。役場のパソコンでは、設置場所やわなの状況が地図上で確認もできるものでもございます。実際に、ほかパトで何頭を捕獲したかという頭数の集計はしておりませんが、隊員の皆様がわなを設置いただき、数日に1回巡回し目視で確認していただいております。ほかパトを設置することにより、見回りの負担が軽減されることや、役場において、どの地点にわなが設置されていてどういう状況かが一目瞭然に把握できるという点からも、導入した結果はあるものと認識しております。

しかしながら、隊員の方々には、捕獲に関し、長年経験を重ねられ、築き上げられた独自のノウハウをお持ちの方や、ほかパトという新しい機器の設定や、利用、設置の手間などに、抵抗感がある方もいらっしゃいますので、研修などを通じて、さらに普及させ、各隊員独自の捕獲ノウハウとの相乗効果により、より一層、有害鳥獣対策に活用してまいりたいと考えております。

次に、4点目の、ワイヤーメッシュ柵の効果をどのように分析しているかのご質問ですが、ワイヤーメッシュ柵の設置につきましては、平成29年、30年度並びに令和3年度において、大瓜上、大瓜下地区でそれぞれ19キロずつ、計38キロを地区の皆様のご協力により設置しております。また、令和4年度には、大森地区に5キロメートルを設置しており、今年度も引き続き、大森地区で設置を計画しているところでございます。

有害鳥獣対策、特にイノシシ対策につきましては、個人において、電気柵の設置、村としては、捕獲駆除、そして地区の皆様には、ワイヤーメッシュ柵の設置と、三位一体の相乗効果で対策を進めているところであり、一概にワイヤーメッシュ柵の効果とは断定できませんが、大瓜上、下地区における捕獲頭数が令和2年度、3年度と比べ、令和4年度では半数程度に減少しておりますので、少なからず効果はあるものと分析しております。

なお、ワイヤーメッシュ柵は国県の交付金により購入しておりますが、設置につつま

しては地区の皆様のご協力が不可欠であります。ご負担をおかけいたしますが、地域における有害鳥獣対策に、今後も皆様のご理解、ご協力をいただきながら、ワイヤーメッシュ柵の設置を進めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目の、文屋裕男議員の村で報酬を支給している役職について問うとの一般質問にお答えいたします。

まず1点目の、全役職名を問うのご質問であります。村から報酬をお支払いする特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において制定している特別職については、85の職名が挙げられています。その職名については、教育委員会委員、農業委員会会長・会長代理・委員、農地利用最適化推進委員、監査委員学識経験、議員選出、選挙管理委員会委員長・委員、投票所投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票管理者選挙長、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票・選挙立会人、固定資産評価審議委員会委員長・委員、民生委員推薦委員会委員長・委員、国保運営協議会会長・委員、防災会議委員、国民保護協議会委員、安全安心まちづくり推進会議委員、青少年問題協議会委員、特別職給料等審議会会長、それと委員、総合計画審議会会長・委員、農業振興地域整備促進協議会会長・委員、都市計画審議会会長・委員、水道運営審議会会長・委員、児童館運営協議会会長・委員、予防接種健康被害調査委員会委員長・副委員長・委員、健康づくり推進協議会会長・委員、交通安全対策会議委員、社会教育委員、奨学資金貸与選考委員会会長・委員、文化財保護審議会会長・委員、学校給食センター運営委員会会長・委員、スポーツ推進委員、校医、内科、眼科、歯科、耳鼻科、学校薬剤師、教育支援委員会委員長・委員、いじめ問題対策連絡協議会会長・委員、いじめ問題調査委員会委員長・副委員長・委員、いじめ問題再調査委員会委員長・副委員長・委員、産業医、ふるさと美術館運営委員会会長・委員、大衡村人材育成基金運営委員会会長・委員、大衡村安全活動援護審議会会長・委員、大衡村廃棄物減量等推進審議会会長・委員、大衡村情報公開審査会委員、大衡村個人情報保護審査会委員、介護保険運営委員会委員長・委員、子ども・子育て会議会長・委員、鳥獣被害対策実施隊長・副隊長・隊員であります。

そのほか、別条例及び規則で規定している消防団員に報酬を支給しております。

次に、2点目の、報酬を受けている全員が選挙に携わることはできないのかのご質問についてですが、選挙運動が禁止または制限される人については、公職選挙法、国家公務員法、教育公務員特例法、地方公務員法に規定されており、ご質問にあった報酬を

受けている者全員が選挙に携わることはできないのかについては、1点目の質問で答弁しました報酬を受けている非常勤の特別職が、その地位を利用した選挙運動を行うことが、公職選挙法第136条の2に規定され、制限されております。公務員の地位利用とは、職務上の地位と選挙運動の行動が結びつき、その地位にあるからこそ、特に選挙運動を効果的に行い得る場合を言い、職務を離れた、純粋に個人的な政治活動まで禁止されているものではないと解されています。

次に、3点目の報酬を受けている候補者が選挙運動に携わった場合、違反となるのか、また、選挙をしても無効、当選しても無効になるのかとのお質問についてですが、報酬を受けている候補者が選挙運動に携わった場合、違反となるかについては、2点目の答弁のとおり、候補者が非常勤の特別職としての地位を利用して、選挙運動を行った際には、公職選挙法違反になると考えられます。ただし、公職選挙法の違反であるかの判断は、選挙管理委員会ではなく、警察によるものとなりますので、個別具体的にどのようなケースが、違反か違反でないか、個別に判断する必要があります。ここで、どういうケースが違反になるか、お話しする立場にないことをご理解していただきたいと思っております。

また、報酬を受けている候補者が選挙運動に携わったとき、当選しても無効となるかというご質問ですが、当選が無効となる場合は、1つとして、候補者が、被選挙権を喪失した場合、2つ目として、候補者が選挙違反で有罪となった場合、3つ目が、候補者自身の違反ではないが、連座制が適用された場合になりますので、候補者が公務員の地位を利用した選挙運動を行ったとされた場合、選挙違反で有罪となれば、当選が無効となると解されております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 有害鳥獣対策実施隊の隊員、23名です、現在。7名の募集も、この間、区長配布の中に入っておりました。今やられているそうでございます。

この実施隊の隊員、行政区別にどれぐらいの行政区に分かれていますか。その辺、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 詳しいことは、産業振興課課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ちょっと集計をしていないので順不同になりますが、大瓜上地

区の方が6人、大森地区の方が4人、衡中東地区の方が1名ですね。それから衡中地区の方が3名。それから、蕨崎地区の方が1名ですね。松原地区の方が5名、駒場地区の方が1名、それから、衡東地区が1名、奥田地区が1名というような構成となっております。ですので、読み上げていない地区については、現在隊員がいないというような状況になってございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 止め刺しできる隊員というのは何名おられますか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ちょっとお待ちください。4名でございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 1人抜けていないでしょうか。全員ですか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） すいません、申し訳ありません、5名でございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今23名の隊員、9つの地区に分かれて、1人の方も、1人しかいないところもありますけれども、一応、9つの地区に分かれているわけですが、最初から気になっていたというのは私一つあったんですけれども、このイノシシの一番最初に出没したというのは大瓜地区でございまして、そこから松原のほうに移り、そしてそこから蕨崎のほうに進んでいったという経緯があります。今、衡東あるいは大森地区にどンドン出ているんですけれども、これは、三本木のほうからこちらのほうに向かって彼らは来るようになったんです。それから、高速道路を挟んで東側、駒場あるいは大森、その辺に出てくる、出没するイノシシというのは、大松沢のほうから来ているというような状況なんですね。今、三本木から来るイノシシが物すごく多くなってきて、そして捕獲数も向こうのほう、向こうから来るのが多いものですから、捕獲数も多くなっています。今、捕獲したイノシシを止め刺しをする。それを止め刺しをする、その5人の人数の中で、平日に止め刺しできる人数というのは何名おられますか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） どうでしょう、2名から3名でしょうか、ちょっとはつきり仕事の関係とかは把握してないものですから、2名ないし3名かと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） その辺は把握してないだと思います、はい。大体、2名とっていたら結構だと、休日以外ですね。止め刺しできるのは。止め刺しをする、依頼される、2名あるいは5名の方ですよね。5名の方、これ、365日待機しているわけですよね。相当この人たちに負担をかけているというふうに私は思います。特に、その中の1名は、平日でもいろいろな行事に参加しないものですから、ある1名の方に偏る可能性が大分あるわけですね。そういうことで、7名の方がこれから実施隊として、応募公募しているようだけれども、募集しているようだけれども、その中に、ぜひね、止め刺しのできるような、そういう方をね、村のほうで作っていただきたいというふうに私思うんです。止め刺しする1人の方は、もう既に80歳近い方ですから、ですから、いつ引退してもおかしくない方なんですよ。ですから、そういうことを考えると、ただわなだけの習得をするんじゃなくて、止め刺しのできるような、そういう人をね、育てていただきたい。私は、ちょっとそのように思うんですけれども、村長、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、平日に2名、また、文屋裕男議員のお話のように、1人に負担がかかっているという現状があるということ、やはり今、お聞かせしていただきました。そういう部分のやはり現状を把握していなかった部分もあるかもしれませんが、今後、その現状を一番分かっていらっしゃる文屋議員からの今回のご質問だと思います。なかなかけれども、止め刺しする方を村として作っていただきたいという、今、お話でございましたけれども、仕事上、65歳まで、今、大体の部分の方々は働かないといけないという状況もございますし、そういう部分を鑑みますと、難しいところはありますけれども、そのように、今の言葉がございましたので、課とも相談いたしまして、現状をきちんとお話しした上で、これからの対策をしてまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 残念ながら、この9地区の中に、大瓜下地区が入っていないわけですよね。誰もこの実施隊の中に入っている人、1人もいません。本当に残念なことなのでございますけれども、ぜひね、そういう、空白の地帯にも、実施隊の隊員になっていただいて、ご協力願えればなというふうに思いました。

そして、今、公務員の話出ましたけれども、65歳まで働くということ、出てきましたけれども、公務員をね、退職された方、身近にいらっしゃる方もいると思うんですよ。

そういうやっぱり、公職に就かれていた方々というのはこういうものに大変理解が深いと思いますので、村長のほうからも、そういう退職なされた方、そういう方々にね、声かけをしていただいてね、積極的に参加していただければいいかなと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、お話しはしてあって、1人でも隊員を多く、皆さんの負担軽減の部分も考えながらやってまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） ぜひ、地元の大瓜下にそういう方がいらっしゃいましたら、お声がけをしていただいて、実施隊の中に入っていただいて、できれば、止め刺しのできるような、そういう方に育て上げていただきたいというふうに思います。

それから、次、3年間のイノシシの捕獲頭数の推移はということで、お伺いします。

有害鳥獣関連情報まとめというのを、私たち、産業教育常任会のほうには提出されておるんですけども、答弁の中で、令和3年、令和2年度が82頭、令和3年と令和4年度が同数の73頭と書いてあるんですけども、令和3年、これ、違うんじゃないかと思って私ちょっと見たんですけども、令和3年、77頭じゃないですか。違いますか。

議長（高橋浩之君） まずは、村長。

村長（小川ひろみ君） 課の課長のほうから、産業振興課課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 令和3年の捕獲頭数でありますけれども、村で把握している78頭、全体で捕獲といたしますか、総数があるんですが、うち5頭が交通事故死のものでということでマイナスしまして、73頭という把握をして、お示したところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 頭数間違っただけで、もう、しょうがないです。我々いただいたのは、82頭のうち5頭が交通事故ということで、私は77頭でないかなというふうに申し上げたところでした。それがこっちの私らのデータが間違いなのであればそれでも結構でございます。

それでは、質問変えます。

わなの実数、今現在、どれぐらい持っていらっしゃいますか。くくりわなです、くくりわな。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 数としては682基ということになっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これは、682基持っているということは、廃棄したものは、差し引いているということですか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 廃棄の数までは村のほうでは把握しておりませんので、累積で購入した数というような数の682ということでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） はい、分かりました。実数ですね、それね。はい、分かりました。

先ほどの頭数なんですけれども、令和元年が物すごく多かったですよね。94頭で8頭が交通事故っていうことで、86頭がわなにかかって捕ったということなんですけれども、そこからどんどん減ってきているわけですよね。減ってきている原因というのは何かというのは分析していますかね、その辺、お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） その専門家でありませんので、あと調査をかけたわけではありませんけれども、担当としての考えといたしましては、感じといたしましては、豚熱の蔓延による減少というのは、当然、大衡以外の地域を見ても減少している傾向にありますので、そういったことが要因の一つとはなっているかと思えます。

あとはもう一つ、間違いなく出てきているのは、皆様方の捕獲活動が成果を出してきて、個体数が若干なり減少しているのかなというふうに分析をしているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私らの仲間の中でもやはり豚熱というのが、やはりは話題に常に上るわけなんですけれども、たまに山の中でそれが原因だろうと思われるような死骸を見ることもあるそうです。ですので、その豚熱が少し原因かなというふうにやっぱり分析していらっしゃるということですので、確かにそのとおりではないかなというふうに感じております。

それでは次に、ほかパトについて、お聞きしたいと思います。

ほかパトの実数は今幾らでしょうか。実数、何基ありますか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ほかパトの実数につきましては、現在子機115台になっております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この答弁の中にもありますけれども、ほかパト、パソコンの中で全部どこに設置されているかということ分かるというんですけれども、今現在この115基の中で、何基ぐらい設置されているものか。その辺、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） そうですね、ちょっと今現状確認はしておりませんが、ちょっと判断とはちょっと乏しいかもしれませんが、現在17名の方々に58基は配付しているという状況になっておりまして、その中での、三、四十基ぐらいが稼働しているというような形になるかと推測しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 全部把握していないから推測というふうになったと思うんですけれども、その17名の方にお渡ししているほかパトで、設置をされている方、そういう方々の評判というのは産業振興課のほうまで届いているかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 最近の届いているお話としては、あまりいいお話がないんですけれども、何ていうんですかね、誤作動が多いというようなことを複数伺っているようなところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 誤作動といいますのはね、小動物がいたずらするんですよね、わなを。そうしますと、ほかパトが反応するんですよ。ですから、イノシシかかったのかなと行ってみると、わながただ外れていたり、あるいは、その中にハクビシンとかタヌキがかかったりとか、そういうことがあるんですよ。ですから、評判がよくないというのはその辺にあるのかなというふうに私思うんですけれども、本当にそうなのですか、その辺ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） そういう、文屋議員おっしゃられたとおり、そういった状況によって反応してしまうというのがその誤作動ということでは聞いておりますので、現状

としてはそういうことでありますので、そういったところ、またメーカー等と相談をしながら、さらに正確に反応するようなものがないかとか、あと金額の大小はありますけれども、何かそのわなの状況をカメラで監視できるものがあるということでもありますので、そういったものを導入したらいいかとか、いろいろな考えはありますけれども、実際にかかれば、反応があれば現場に行かなきゃないというのは事実でありますので、そこは逆に言うと機械の限界なところなのかなとは、もっと効果的な使い方を検証して研修していければなというような程度しかちょっと今対策としては考えていないところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 本当にあまり評判がよくない。その一つの原因として今、小動物の話をしましたんですけども、もう一つあるんですよ、評判が悪いというのは。それは、小動物が、あるいはもちろんイノシシもなんですけれども、ほかパトが反応するような行動を取ったとき、その時間帯なんですよ。やっぱり動物はやっぱり夜、動きますので、夜中にスマホにそれが入るわけですよ。物すごい音で入るんです。ですから、夜中にびっくりして起きるといふふうな、そういうシステムになっているようで、その辺の、だから、夜中に、その隊員が目を覚まさせられるような状況の中でのほかパトなんですけれども、その辺、この、答弁書の中に、ほかパトという新しいね、機器が入ってくる。まだそれを使いこなせない隊員がいらっしゃる。あるいは拒否反応している人も中におられる。そういうことで、研修をするっていうふうになっていますけれども、研修、この研修をどの辺でどのようにやろうとしているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 答弁の中で考えているものとしては、当初、導入した際に、いろいろつけ方とか、こういったふうにつけたほうが効率いいとか、現場でご指導、メーカーのほうからさせていただいたところもありました。そういったところを再度してはどうかというような考えではあります。実例として、今そういった小動物がかかってということでもありますので、そういったもの場合はどのように対応したらいいのか、全くそこについては対応できない状態なのか。そういったところについての、メーカーですから知見もあると思いますので、そういったところも確認をしながら研修したいなというふうには考えているところであります。

なお、つけ加えて申しますと、先ほどの夜中とかの反応の関係でありますけれども、富谷市においても同様の機械を導入しておりますが、役場職員が市役所職員が出て、週末明けて出てくると、何百件というデータが開けてみると入っていると、週末で出てくるという、そういった悩みも意見交換で出ておりましたので、やはり同様の内容なのかなというふうに思っておりますし、かかった際に反応するというシステムのシステム上、夜中になるというのは、確かに動物の生態上もそうなのかなというふうに改めてお聞きして感じたところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） ありがとうございます。このほかパトですね、これ以上増やすということとはまずないと思うんですけども、ぜひそういうような隊員に対してのこういう研修なんかも、効果的になるようにしていただきたいというふうに思いました。

続きまして、ワイヤーメッシュ柵の効果というので、ご質問させていただきます。

今、大瓜下あるいは大瓜上が最初にこのワイヤーメッシュ柵を使ったわけなんですけれども、至るところが破られているんですよ。至るところが破られて、そして、イノシシの通り道になっているというのが現状なんです。三位一体でやるというようなことをね、地区の皆さんの協力を得ながら三位一体でやると、今大森も一生懸命やっているわけなんですけれども、あのよう破られた後、補修というのは、どのように考えておりますかね。その辺お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 当然、道路を通って確認等もさせていただいておりますが、そういういろいろな事情によって、メッシュ柵が破られているというような状況を把握しているところであります。部分的な補修とかそういったものも検討といいますか、対応していかなければならないというふうに感じているのが現状であります。そういったところで、やはり設置のときにご協力いただいたように、地区の方々に資材等をご提供させていただいて、そういった補修というんですかね、そういったところについても、今後ご協力をいただくような、お願いなり体制を整えさせていただきたいなというふうに思っているところであります。

なかなかそういったところで、片方取付け終わって数年たって壊れてきている。ただ、村全域でイノシシの出没も増えているということで、さらにメッシュ柵の設置も伸ばしていかなきゃないというところで、なかなか対応に苦慮しているところが現状、

正直なところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） あるところの方のお話でございます、これ。

お聞きしますと、すぐ目の前にワイヤーメッシュ柵が張り巡らされていました。その近くにビニールハウスがあったわけなんですけれども、そのビニールハウスを電気柵で囲っていたんですね。その方にお聞きしました。ワイヤーメッシュせっかくしているのに、何で電気柵するんですかと聞いてみたんです。そうしましたら、いやあ、ワイヤーメッシュ柵、ほとんど効果ないですって、やはり、電気柵でないと駄目だということで、電気柵をやられていました。大瓜上下のほかに松原にもどンドン行っているんですけれども、松原の行政区では全部この電気柵でやっています。メッシュ柵は1本も使っていません。ただ、その電気柵の欠点は、農道は守れないということです。農道は。ですから、イノシシは一生懸命になって農道を掘り起こしています、現場を見ると。ただ、田んぼには入ってきません、やはり。今、松原地区では457の西側をほとんどそれで囲っていますけれども、今度は東側も考えなきゃいけないということをこの間の区長たちとの懇談会の中で区長はお話ししていました。私もやっぱりその辺は、このワイヤーメッシュ柵の限界を示しているのかなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 当然、村長から答弁させていただいたとおり、ワイヤーメッシュ柵だけで全ての効果を上げるというのは難しいものと考えております。また、設置については、資材については交付金等を利用して準備をさせていただきますが、設置については各地区の行政区の皆様のお力をお願ひするところがございますので、なかなか地区によってもそういった活動ができる、できないということもあります。また、電気柵の設置の補助についても、制度を設けさせていただいておりますので、そういったところを勘案しながら地区の事情に合わせて設置をしていただいているところでもありますので、必ずしも電気柵、全部設置すればいいか、ワイヤーメッシュ柵を張り巡らせればいいのかということではなくて、申し上げましたとおり、相乗効果で、さらに、自分の農地はさらに自分で守っていただくという意味合いから、電気柵をさらに補助をさせていただいているところでもあります。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 自分の農地は自分で守るということを、やはり、考えていかなければならないなというふうに思いました、今。ある地区では、このワイヤーメッシュを個人に渡して、個人が自分の農地を囲っていると、このワイヤーメッシュでですね、しているところもございます。そういうことがこれからもやる人が出てくるのかなというふうに思うんですけども、村長、その辺はどう考えているか、お聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 文屋議員が自分の農地は自分で守る、課長もそのような答弁をされました。そして、文屋議員も、自分の農地は自分で守る、そういう地区があるんじゃないかという、ご質問でございますが、それがいいか悪いかはちょっと私も判断的に、その地区の考えとしてやっているのか、ただ行政としてそういうことを許しているのか、そこのところもいろいろとあるとは思いますが、今後、その件も課といろいろ協議をいたしまして、これからの在り方、そしてこれからどうしていけばいいものなのかも考えてまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） ぜひですね、その辺考えていただきたいと思えますし、また、100メートルで5万円ですか。5人で100メートルやるなんていうのは本当に難しいことだと思いますので、産業教育常任委員会の提言の中にでも、やはりその分については増額しなければならないんじゃないかというふうな提言をしておりますので、ぜひその辺も考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

村で報酬を支給している役職、私42しか出ないのかなと思ったら85もあったというからびっくりしたんですけども、なるほど考えてみればそうなのかなというふうに思いました。

では、実は、統一地方選挙における特別職で非常勤の服務規律の確保についてというのが私のところに来ているんですよ。それは農業委員、農地利用最適化推進委員、それから鳥獣被害対策実施隊員ということで来ております。その中に、地方公務員法により政治的行為が禁止されておると書かれております。ですから、貴職についても、同様の規定が適用になる。その適用されたときに、どのようなことがあるかという、公職選挙法第129条の規定により、全ての慈善運動が禁止されていると。それに違反すれば処罰されることとあるんです。

それから、136条の2の第1項の規定により、選挙運動することは厳に禁止されており、同法239条の2第2項の規定により、処罰されることであると。すごいね、これね。その処罰というのはどういうことかと、私、見たんですけれども、罰金刑だったかな、103、第130条の2の規定に違反して選挙運動または、行為をした者は、2年以下の禁錮または30万円以下の罰金に処すると書かれているんですよ。調べてみたら。これは、こっちの調べたのは後からなんですけども、これをいただいたときに、全ての慈善運動が禁止されていると書かれているんですよ。全ての、129条の規定により、全ての慈善運動が禁止されていると書かれているんですよ。これを受けたときに私ね、私自身、選挙運動できないのかなと一瞬思ったんですよ。それで、役場に来て、実は、辞令を出していただきました。これは、この辞令、ここに3枚あります、私にこれ3枚、3枚あります。1枚目のこの辞令は、今年の4月1日、これは萩原村長からいただいたものです。辞令書ということで、隊員に任命するというやつです、これ。3月6日にこれをいただいて、この用紙いただいて、私は不安になりましたので、今度は、隊員の任を解くという、3月10日付けで、これも萩原村長からいただいています、前村長からいただいております。そして、選挙が終わった4月24日に、復帰する、隊員に任命するというのを、もらっております。これを見せられたときに、この答弁書の中のことは、もらった人はほとんど分からないんですよ。ほとんど分からないと思います。これを見たときには、びっくりしました、私も。なぜ、こういうふうに出したのか、出させたのか、出さなくないのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） この文章は、多分、多分じゃないね、令和5年3月付けでの文章だったと、私が就任してからいただきました。この詳細については、課の、ここの大衡村産業振興課、産業振興課長という名前を出しておりますので、課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） この件については、統一地方選挙における地方公務員の服務規律の確保についてというような話が当課にもあったものですから、当課所管の農業委員、農地利用最適化推進委員、鳥獣被害対策実施隊のほうにご通知をさせていただいたところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 時間も大分なくなってきたので、あまり詳しく聞くことはないと思うん

ですけれども、少し前の質問に戻ります。というのは、報酬をしている役職はということで問いました。85種ありましたよね。この中にね、85種の中に、区長と分館長ないですよ。報酬、たしか渡していると思うんですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 詳しくは総務課長が答弁させます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 区長と分館長につきましては、非常勤の特別職の部分についてから、地方公務員法の改正でしたかね、その関係の部分で外れております。ですので、前は、ここにもあったんですけども、区長と分館長については、非常勤の特別職から外れているというご認識で結構でございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 同じ報酬をもらっていて、区長と分館長は、ここから外れている、一応私もそれ説明を聞いていました。謝金ということでないということ聞いていますから、質問するのは大変失礼なんですけれども、そうだと思います。実は、この間、先ほどの細川議員の答弁の中で、村長が、私が会長している、何ですかあれ、土地利用どうのね、この間会議あったんですけども、その中で、議長とあと私もその関係あるということと呼ばれました。判こ持ってこいというわけです。判こ持ってこいというからあれだな、じゃ、何かあるんだなと思って判こを持っていきましたけれども、その中で、いただいたお金、6,300円でした。あれは、どういうことですか。お聞きします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 詳しくは産業振興課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 先日の水田協の総会の関係であると思いますが、委員への謝礼という形で協議会のほうで規定しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私たち実施隊は、報酬5,000円はいただいています、隊員は。ほかの委員方は6,300円、先ほど言った。私らはその5,000円を2つに分けて、上期、下期に2つに分けて、2,500円。この頃ちゃんと所得税も引かれるようになりまして、2,400何がしの、ちょっとあれ忘れちゃったけれども、いただいております。なぜこの報酬を、なぜ謝

礼に変えられないのかなと思うんですよ、私は。そうすると、選挙の問題は出てこないと思うんですよ。たった6,300円あるいは5,000円。そういう中で、我々のようにね、ここに来てお話をしている間で、こういう書類を見せられれば何か内容は分かってくるんですけども、内容の分からない人はこういう書類いただいたら本当びっくりするの。私がびっくりしたんだから、びっくりしますよ、あれ。私があるところに行ったとき、言っていました。農業委員が、私はこれもらったんだから、絶対運動なんかできないんだ、ここから動かないんだって言っているんです、その人は。ですから、それをなくすのに、私はなぜ支払い、区長や分館長と、同じように扱えないのかなと思うんですよ。そのように扱えば何もこんな問題出てくることないと思うんですよ。その辺、いかがでしょう。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そういう部分も、謝礼という形、報酬じゃなく、謝礼にすることはできないかというご質問だと思います。その部分について、総務課長、答弁出来ますか。課長のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 今現状、こういった、今、40、ちょっと数えてみたのですが、40、消防団も含めてなんです、49の会、会というか、その団体に391名の方がいらっしゃいます。ですので、その部分、報酬、いわゆる報酬です。報酬から例えば謝礼に変えるっていう部分については、可能であるかもしれませんが、あくまでも公職選挙法のいわゆる選挙運動との、その関係というのはまた別物でございまして、いわゆる、地位を利用した選挙運動というのが、いわゆるその非常勤の特別職も該当してきますよと。そういった部分で産業振興課からの文書というのは、いわゆる総務大臣からのいわゆる我々一般職、我々一般職の地方公務員について綱紀肅正を願うよと、その文書を総務課長名で各課長のほうにお渡ししたんですが、その文を見て、鳥獣被害対策実施隊のほうにも文書を出したというお話でございましたけども、ほかの団体については、当然、公職選挙法の地位利用ですかね、の部分だけしか該当してきませんので、非常勤の特別職というのは。ですので、ほかの団体には、当然文書等は出しておりませんので、その点ご理解いただければありがたいかなというふうに思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 私は理解します。その辺は。私は理解しますけれども、この391名の中

のこの1名、私は、あれですが、あと残った390名ですよ。その方々にもしこれが行ったらびっくりしますということですよ。もう少しね、分かりやすく出してもらってさ。どうせ出すのならだよ。これだけじゃ、全ての慈善運動禁止されていますと言ったらびっくりしますよ、誰でも。うん。それは、今後ね、なくしてもらうにはやっぱり謝礼にすれば何もこんなことすることないんだから、ねえ。謝礼にしてもらえば一番いいんですよ、何も。そのほうが私らとしては、この隊員としては、さっぱりするんじゃないかなというふうに思うんですよ。その辺をね、今すぐとは言いませんけども、少し考えていただいて、やっていただきたいなというふうに思いました。

以上で終わります。

議長（高橋浩之君） 答弁は。（「答弁要りません」の声あり）

それでは、以上で文屋裕男君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後0時15分 休 憩

---

午後1時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順7番、赤間しづ江さん、質問席に移動を願います。

6番（赤間しづ江君） 通告順位7番、赤間しづ江でございます。

私は、2件の項目について質問を出しております。

1件目は、五反田・亀岡地区計画の進捗状況について、2件目は、置き型授乳室設置の考え方についての2件の質問を出しております。

それぞれ一問一答方式でお願い申し上げます。

1件目の、五反田・亀岡地区計画の進捗状況についてでございます。

五反田・亀岡地区計画は、それぞれの地区の特性を生かして、一体的によりよい環境を整備、開発保全し、定住促進を図る、これを目的に平成21年に定められました。その五反田・亀岡地区計画の策定から今年で14年になります。地区計画は条例によって定められております。そして、都市計画で決定されれば、地区計画、区域全体に対して強制力を持つものでございます。

五反田・亀岡地区計画区域内のこれまでの実績件数。戸建て住宅が63件、アパート8件、公共施設、イチを含む計75件となっております。ほとんど、五反田地区が集中しているようでございます。

計画区域内の未利用地、3.9ヘクタールについて、民間開発事業者が手を挙げたことによって、整備計画開発区域が拡大されました。去年の10月27日、衡中北集会所で地権者の説明会が開催されました。私は地権者ではないのですが、隣接に当たります。私の五反田19番地から前の部分が区域に入ります。隣組になります。ということで、非常に関心を持っておりますし、どうなっているのかなというふうなことを、いつも関心を持って見ているところでございます。そのときの開発、民間の開発事業者は、スピード感を持って進めると、そういう意向を示していました。しかし、それから7か月経過いたしましたが、進展が見られるとは思えません。

この五反田・亀岡地区計画は、都市計画街路北四番丁大衡線、それから、今回また議案に上がるようですが、（仮称）五反田団地線、そうした大衡村の事業とも関係するエリアでございます。進捗状況はどうなっているのか、伺いたいと思います。

項目の1点目です。

開発予定敷地の3.9ヘクタール、この地権者は何人になっているのでしょうか。そして、用地買収の協議は進んでいるのでしょうか。この辺を伺いたいと思います。

質問項目の2点目です。

北四番丁大衡線の街路事業について。実施計画では、令和4年度に調査測量が行われ、令和5年度は用地買収及び補償となっております。大衡村分のルートは確定したのでしょうか。この点も伺いたいと思います。

質問項目の3点目でございます。

地区内の（仮称）五反田団地線、これに関して、実施計画が令和5年度から令和6年度にローリングされてスライド先送りになっております。その理由はどのようなことなのでしょうか、併せて伺いたいと思います。

それから、質問件数の2件目です。

置き型授乳室の設置の考えについて伺います。

宮城県が令和3年度に実施した授乳室に関する県民アンケートで、回答者の7割が外出先で授乳室がなくて困ったと回答しています。そこで宮城県では、子育てを社会全体で支える環境づくりのため、宮城どこでも授乳室プロジェクトとして補助制度等を創設

して、置き型授乳室の普及拡大を進めています。大がかりな工事が要らない、それから簡単に設置できる置き型授乳室は、ベビーカーも入れる広さ、空間でございます。授乳、おむつ替え、あるいはその大人の着替え、あるいはまた疲れた場合の一休みできるスペースとしても利用できる完全個室、簡単に設置できる、デザインも人目を引いて、いろいろなところで最近では見かけるようになりました。子育て世代が安心して出かけられる。ほっと一息つけるスペース、誰でも安心して訪れる施設になるよう、環境面の整備として、村長の考えを伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、赤間しづ江議員の五反田・亀岡地区計画の進捗状況を問うとの一般質問にお答えいたします。

まず1点目の、開発予定地の地権者は何人か。用地買収の協議は進んでいるのかとの質問ですが、地区計画が定められております五反田・亀岡地区内のうち、地区整備計画区域に編入されていない北側のエリアについて、民間事業者が開発に意欲を示しており、昨年10月に関係する地権者を対象に説明会が開催されております。当該開発予定地内の地権者は12名で、現在は民間事業者が用地協力の同意を得るための協議を進めているところです。

なお、開発を進めるためには、地区整備計画の区域拡大が必要となることから、村では当該計画の動きを踏まえ、区域内にある未利用地分の地区整備計画区域編入について、県と協議を進めており、令和4年度に地区整備計画変更に伴う法定図書の作成を行っております。

今後は、公聴会の開催や都市計画審議会を経て、県の同意が得られるよう、また、年度内の告示を目標に鋭意進めてまいります。

次に、2点目の、北四番丁大衡線について、大衡ルートは確定したのかとのご質問ですが、県で進めておりました詳細設計については、3月23日に住民説明会が開催され、設計案が示されております。このうち、国道457号から国道4号までの区域については、追加の測量調査や詳細設計を進める必要があることから、現在その作業が進められているところで、今年度、おおよその設計内容が確定するものと思われ、用地測量の完了をもって、用地買収及び補償の契約に進んでいくものと思われま。

次に、3点目の（仮称）五反田団地線に関して、実施設計が令和5年度から令和6年度にローリングされた理由は何かとのご質問ですが、当該事業に係る予算については、

令和5年度当初予算要求時点で財政の調整が難しく、実施計画上では令和6年度にスライドしていたところであります。

なお、今年度に入ってから、財政調整がつき事業着手が図れる見通しとなったことから、村道路線の認定と併せ、6月補正予算に測量調査設計費用を計上しているところがあります。

次に、2件目の、置き型授乳室設置の考えはとのご質問ですが、昨年年第2回定例会においても、赤間議員から、公共の場にフリースペースを設けてはどうかとのご質問をいただいておりますけれども、現在、役場庁舎1階ロビーには、来庁された方が休憩できるスペースを設けているほか、トイレ内にはおむつ交換台を設置し、住民の方に利用していただいておりますが、授乳室や着替えのためのスペースにつきましては整備されていない現状であります。ご質問にもありましたとおり、一昨年、宮城県では、授乳室等に関する県民アンケートを実施しており、保護者の7割が、外出先で授乳室がなく困ったことがあると回答しております。また、事業者の側からも、約8割が授乳室の必要性を認識しているものの、場所の確保や費用負担を課題に挙げていることが分かっているとございます。

本村においても、子育てしやすい環境づくりの一環として、子供連れでも安心して出かけられるよう、施設の改善を図ることが重要であると認識しておりますので、ご提案のありました置き型授乳室の設置に向けて、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 五反田・亀岡地区計画、今回の開発予定地の地権者に、数は12名、10月、去年の10月27日衡中北集会場で開かれました説明会、私も都市建設課長からお電話をいただきまして、隣接地ということもあるのか、聞いてもらえておいたほうがいいというご配慮だったのか、私も出席しております。

当時の地権者の方々には、3.9ヘクタール分の平面というか、住宅地はこういうふうに張りつけます、道路はこのように取ります、調整池はこのようになります、国道457沿いについては、沿道サービス業のそういったものを張りつけます、そういう説明だったと思います。地権者の方々には、土地の地目ごと、それから、面積、金額、これを示された書類が渡されていたようです、ある方から見せていただいたのですが、恐らくそれぞれの地権者の方々には、あなたの土地の平米数はこのぐらいで、このぐらいの

値段で、畑なら畑、山林であればそれなりの値段、それから、トータルしてこのぐらいの金額になりますよという説明がきちんとなされていた。それによって、どうですかという提案だったと思われます。

それからもう7か月にもなるんですが、どうも進んでいる状況が聞こえてこないのはなぜなのかな、皆さんの合意が得られていないのかなというふうなことなど、その辺のことをもしご存じでしたら、進み具合といいますかね、教えていただければと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） この件については、都市建設課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご質問ありました、用地関係の協議の状況というご質問だと思いますが、この件に関しましては、あくまで民間事業でございますし、あと各地権者様との個別の交渉の案件ということもございまして、村のほうで深く関与しているわけではないんですが、当時、昨年10月に説明した計画の内容からは、このとおりの内容にはなっていないようでして、一部、協議をさせ、民間事業者のほうで協議をしていただく中で、地権者の中には、自分で土地を活用したいといったお考えの方もいらっしゃるというふうにも伺っておりまして、そういった状況で、協議は並行して進められているということですが、計画のエリア自体は、当時の説明会の内容からは縮小するとは思われますけれども、計画自体を進めたいという意向は民間事業者からは伺っている状況でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） そういう状況の中で、今回の6月定例では、村道路線認定、計画のそれも議案として上げられていると。そういうことは、民間のほうと大衡村が共同で進めるという段階に来ているかなというふうな感覚で私は受け取ってしまったのですが、そういう考え方でいくということなんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 共同で進めるという表現がちょっといいかどうかはちょっとあれなんですけれども、ある程度民間事業者側のほうの計画も、進む方向性もある程度、村のほうとしてあるというふうに判断しておりまして、その上で、基幹道路となる村道の整備の部分を、村のほうでもともと進めるという計画にしておりましたので、それを進める計画として、今度の6月補正予算で関連の予算のほうを計上させていただいてお

りますし、村道認定の路線についても提案をさせていただいたという次第でございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） そういう議案が提案されると。しかし、私は地権者に囲まれている一人ですから、「いやあ、あれはどうなってんだ」というふうなことがまず聞こえてきます。消防署大衡出張所の前から延伸されるというふうな考え方でいる、小沓掛榎田線の延長としての五反田団地線の計画ですね。それが今回道路認定というふうな運びにしたいというふうな執行部のお考えのようですけれども、大変、そういう道路がここに計画されるということであれば、ちょっと気になる状況も出てきたんですね。といいますのは、その路線に当たるであろうところに、コンクリートのアイス、ソフトクリーム屋さんか何かが出るようだというふうな情報が飛んでおります。下屋を下ろして、それから水道も引いているようだ、駐車場スペースもコンクリートで固められている。あれは何するのでしょうか。そうすると、ここは一体的に整備するという計画はもう白紙になったのでしょうかというふうな考えも抱かれているような状況になっていることも、担当課ではご存じでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今ご質問のあった内容については承知してございます。詳しい内容につきましては個人の部分の事業でございますので申し上げられませんが、先ほど答弁のお答えしましたとおり、地権者の中には、自分で土地を活用したいというお考えの方もいらっしゃいますので、そういった部分はそういった方向性で進むということもあり得るということでご認識いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 課長のそういう答弁ですが、そうすると、やっぱりその3.9ヘクタールという全体のあれでなくなってきたということも考えられるのでしょうか。その辺も確認しておきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほどお答えさせていただきましたとおり、10月の説明会でお示された計画からは縮小されるような計画の方向性にはなっておりまして、ただ、ある程度まとまったエリアの中で、計画が進められる方向性もあるということで伺っておりますので、それを基に村では村道の整備を進めたいということで考えているものでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 路線認定までいってないところで大変申し訳ないんですが、基幹道路である五反田団地線、（仮称）、この規格というんでしょうか、小沓掛樫田線の延長という、あの規格でいくというご計画なのかどうか、その辺も、答えられないのであれば構いませんけれども、考え方としてどうなのか、その辺も伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今後、測量設計かけながら、また民間事業者の開発の進捗も見ながら、すり合わせながら設計進めていく形になりますけれども、現段階での考えといたしましては、車道ですね、2車線の片側歩道の整備というような形の方向性でもって設計を進めていきたいなというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 次に、北四番丁大衡線のことについて、再質問をしたいと思います。

答弁によりますと、3月23日に住民説明会が開催されているんですね。住民説明会ときの内容について、ちょっと私何も分からないものですから、ちょっと内容に触れていただきたいと思いますが。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 3月27日の住民説明会では、失礼しました3月23日の計画説明会のほうでは、県のほうからは詳細設計をした計画案のほう、図面で、各地権者にお示しをされております。それで、おおむね本線の部分、本線の部分のルートについてはそれである程度、こう確定に近い形が見えてきておりますが、大きく2区間でちょっと変わっておりまして、大和町吉岡地区から国道457号線までの区間につきましては、本線ルートについてはこれで確定させたいというような県の説明で図面をお示しされております。また国道457号線から国道4号線までの区間につきましては、一応設計の詳細設計の図面はお示しされておったんですけれども、さらに詳細の測量と設計を進めさせていただいて、修正した上でもう一度、住民説明会を開催したいというような説明がございました。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） その基本ルートというんですか、それは示されていると。しかし、457から国道4号までは追加の測量調査、詳細設計を待たなくちゃいけないということでございます。

北四番丁大衡線は、大衡村に入りますと、457号と4号が関係します。それから、橋  
ですね、橋梁、橋梁は大衡村分としては幾つ考えられているのでしょうか。伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 橋梁については2か所になってございまして、ただ、橋梁とい  
うんではないんですけれども、村道の大瓜南側線、いわゆる戦車道路のところにつきま  
しても、ボックス型のもので県道が村道の上を走るといような計画が示されてござい  
ます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 457と国道4号の交差部分は平面交差なんでしょうか。その辺も確認  
したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 国道457号線との交差点につきましては平面交差でお示しされ  
ております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 課長、吉岡の西部から大衡ルートに、4号まで来るルートの概要のポ  
イントだけ、ルートのあれを聞かせていただけませんか。どこをどういうふうに通るっ  
ていうところ。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、言葉の表現でちょっと難しいところもあるんです  
が、吉岡地区から村道の亀岡針沖線あるんですが、そちらの東側を通りまして、いわゆ  
る戦車道路の交差点のところあるんですが、戦車道路のところでも十字交差しまして、そ  
こから国道457号線は、村道の亀岡針沖線と村道の亀岡線、モトヤマ製作所に上がって  
いく道路のところ、あそこのところで交差点がなりまして、そこから定住促進住宅の東  
側ですね、建物にはかからない駐車場の一部かかるんですが、東側を通りまして、国道  
4号線とは、今の県道との十字路交差点になる、平面交差になるというようなルートと  
なっております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 457が平面交差ということになれば、当然、膨らみを持たせて下りる  
ルート、進入ルートというんですかね、そういったものも考えられなければならないん  
だと思うんです。単純に考えますとね。その辺によって、当初予定していたところより

も地権者がさらに膨らむということはあるのでしょうか。その辺も確認したいと思えます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 国道457号線の交差点のところは、北四番丁大衡線につきましては車道、片側2車線2車線、車道4車線の両側歩道で通るような形になります。457号線は現道の片側1車線、車道2車線で交差するような形になるんですけども、いわゆる高速道路のような、レーンのような形の設計ではなくて、通常の道路と道路の交差点の形状になります。ただ、いわゆる村道の付け替えの部分だったり、機能補償となる部分の側道を整備しなければいけないというところがございますので、本線とは別に、影響する側道の整備なんかで、用地のご協力をいただかなければいけないというような計画の内容になっております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） それから、村道との接続という部分でも気になるところがありまして、五反田から平林、小学校に行くルート、この道路の考え方としてはどういうふうになるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 現在設計でお示しされておりますルートといたしましては、五反田のほうから大童のほうに坂道下ってきまして、定住促進住宅と埋川の間部分ですね、埋川の間部分を通りまして、北四番丁大衡線にぶつかるというような部分が機能補償として村道整備される計画の案となっております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 悲願のこの北四番丁大衡線、いよいよその測量も入って、くいも打たれて、いややっぱりそのイメージが皆さん、湧いてきているんだと思うんですが、とは申せ、やはりその移転だ何だということになって、また状況が変わる方も出ていらっしゃる、そういう不安という部分もあるんでしょうけれども、そんな声も漏れ聞こえてきていますので、県の事業ではありますけれども、関わる方は大衡の村民の方々です。何かこう、きちんと寄り添った対応してもらいたいなど、そんな思いでおります。その辺もいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、県の事業ではございますけれども、今お話ありま

したとおり、地権者の中にはやはり不安を感じる部分、あるいはその設計の図面がお示しされても、内容を理解するのにちょっとやっぱりなかなか苦しい部分とかありまして、そういった部分につきまして村のほうにご相談をいただいていたりもします。そういった内容につきましては、村のほうからご説明できる部分はご説明をさせていただき、また県に対する要望なんかの部分も、直接県に言いにくい部分があったりとかする部分につきましては、村のほうにお話をいただく方もいらっしやいまして、そういった部分につきましては村から県にお伝えするというような役割を担っているところでございます。

また、いろいろその個別の部分のところで、いろいろ用地の関係、補償の関係とかで不安を感じる方、いろいろ県と協議する形になるんですが、内容に応じては県から村も同席してほしいというような形の要請もありますので、あるいは逆に地権者からそういうお話もありますので、そういった部分は、村も同席をして、いろいろ内容をお伝えするような形、中に入って対応するような形で対応しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） その辺は重々心して対応なさっているとは思いますが、より丁寧な対応を、お願いしたいと思っております。

最初に聞くの忘れましたが、実施計画では、北四番丁大衡線に関して、令和5年度1,500万円。建設負担金、とあります。この建設負担金なんだと思うんですが、この負担割合というのはどういうふうになって大衡村がこの金額を実施計画で載せているのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の北四番丁大衡線につきましては、今まで、県道大衡仙台線という形で名前をお話する機会が多かったんですが、北四番丁大衡線ということで同じ路線になるんですが、都市計画の街路事業ということで事業が進められておりまして、地方財政法に基づく地元負担というのが、事業費の10%を地元負担、それが地方財政法で定められておりますので、その部分について、建設負担金ということで実施計画で計上させていただいているところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） まだ、先の話になると思うんですが、この道路の供用開始というか、目標のあれというのはいつになっているんでしょうか。出来上がるその年次ですね。もし差し支えなかったら、お話しできるんだったら教えていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） その件につきましては、我々も大変気になるところでございますが、やはり事業主体であります県からは、現段階ではやはり、事業の目標年次というのはまだお示しされるような状況にはなってございません。村といたしましては、できるだけ早く供用開始されるように、引き続き協議会等でも要望していきますし、また国費の部分の配分が県のほうにより優先的にされるように、国のほうなんかにも要望させていただいているところでございます。用地買収等々がある程度めどがついてくれば、供用開始のめどというのもお示しされるような形になろうかなとは思いますが、まだちょっと用地買収にも着手されていない段階でございますので、なかなかその目標年次というのを、県でも示すのが難しい状況となっております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 結局それは大衡村の今度の将来計画にも関わってくることなんですよ。出来上がりました、さあどうしようっていうことではよろしくないと思いますので、その辺もしっかり念頭に置いて、かかっていたきたいと思っておりますが、村長。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど都市建設課長が申したように、国にもいろいろと要望活動、道路についての要望活動、先日もやってきたところでもございます。その中で、国道に対してのほうがおおむね多いんでありますけれども、国道以外にも県道という形に今回は、北四番丁は県道という形になりますので、そちらのほうの予算もなるべく早く予算づけできるように、私も、一生懸命、国のほうにも出向きまして、いろいろと要望活動、そういうものにやっていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） この街路ができることによって、周辺の状況がまず変わってくると思うんです。もう、仙台の中心地まで、今、40分か50分ぐらいでは確実に行けるというふうな、何もなければですね、そういうアクセスになってくると思います。そうすると、その道路ができたことによって大衡村の背後地の関係のレイアウトをどうするかというふうなところにもかかってくると思うので、その辺の考え方を聞きたかったわけです。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、中心地まで、大学病院、東北大学病院あたりまで40分から50分というような、多分、早さになるということもあると思いますし、また、今、交

通渋滞、結構4号線が交通渋滞になっている、457ですね、今既存の457号線の交通量の多さ、そういうものも、物すごい交通量になっていることも承知しているところでございますので、そしてまた、赤間議員が今おっしゃいましたように、周りがもう今度は変わってくる、様子が変わってくるという部分も、そういうことによって、商店街、そういうものや何かが入ってきていただきたいという部分もありますし、活性化にもつなげていきたいと思っておりますので、そういう部分で、国道、県道、一緒に、併せて要望活動に力を入れてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 次に、質問2件目の置き型授乳室設置の考えについての、再質問でございます。

私が去年の6月、女性に優しい支援策の取組をとということで、フリースペース、できれば授乳室ということで、こんな例がありますよということで、県民の森に設置されていた県が試作した円柱型の置き型授乳室を見に行ってみてまいりまして、写真を撮ってきて、広報に載せたという経緯がございます。その辺については、村長もよくご存じだと思うんですが、昨日も赤ちゃん連れの方が傍聴に来ていらしたんですね。やっぱり状況、村長が変われば、こういうふうになるんだなど。この方々が本当に安心して出かけられるということであれば、そうした環境面の整備もこれからは力を入れていくべきかなと思っておりますが、その辺、村長どう考えましたか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、赤間議員が今おっしゃったとおり、昨日、3か月のお子さんを連れのお母さんが傍聴に来たということで、私もちょっとびっくりしたところでございました。そういうような状況を見ますと、赤間議員が今おっしゃったように、やはり安心してここに来て、休憩、休憩っていいですか、自分の子供の状況に応じて対応ができる場所、そういう場所というのは本当に必須になってくるんじゃないかなと思ったところでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 宮城県は、今年度の最重点に、やっぱり子育て支援策を村井知事は掲げております。令和5年2月あたりに、授乳室を普及拡大させるんだというふうなところで、宮城県のホームページなんかを見ましても、かなり大々的にPRをしていました。当初予算で100基の授乳室、予算を取ってまいりまして、法人であるとか、事業所、公共団

体は駄目です、役場とかは駄目です。法人とか事業所に100基、恐らく設置ということで普及促進を図っていたはずです。県産材を利用すれば3分の2の補助金、それ以外だと2分の1、ですから円柱形ですと、150万とか、ちょっとそんな金額でできるんだそうです。それからボックス型だと100万とかっていうふうなお話でしたけれども、そういう情報を素早くキャッチして、本当に何とかしなきゃいけないというのであれば、早速そういうところにアクションできたんじゃないかと、非常に残念に思うんです。村長、その辺どうです。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） おっしゃるとおりだと思います。先ほど赤間議員が言ったように、村井知事、今子育て支援にすごい力を入れております。そして、この円柱型というか、県産材ですか、その木を使った授乳室については補助金を出すということをこの間も新聞で私も拝見させていただきました。それで、助成は私たちはないんだよねってやっぱり自治体は無理でした。そういうことも、情報として入っております。

そんな中で、大衡で赤間議員が今回この質問を、また出していただきましたので、とてもありがたく思ったところでもございますし、そのところで、大衡村でも、大衡村の中の業者でも、こういうものはできないかなと思ひまして、予算を見積りを出していただきました。そのときで、円柱では100万円という金額になっております。そういうようなことをやりましたが、これがいいものかどうなのか、ちょっといろいろと課内でも協議をいたしまして、置き型のいいものなのか、それとも何か違うものがないものなのかを協議した中で、いろいろと考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 授乳室という項目で検索すると、実にいろいろなタイプのものが出ています。それから、こんなところにももう設置され始まったんだというふうな感じです。したがって、子育て日本一を目指す大衡村、やっぱり万葉の森というすてきな自然公園もありますし、そうしたところにあったりすると、あとその公共施設なんかにもあったりするととってもいいんじゃないかなあ、環境面でも大衡村は子育て支援日本一、と言われるような感じになるのではないかと。現物、お金とか支援金、そういうものじゃなくて、環境面でもぜひね、取り組んでほしいと思いますが、はい、お答えを。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほど申しました、円柱型というものはすみません、200万でした。

それと、小型の、折戸というタイプがありまして、そちらだと100万ということで、こちらは訂正させていただきたいと思います。

環境面で、やさしい大衡村、子育て日本一、そういうようなことを目指したらいいんじゃないかというご質問だと思いますけれども、私もやはり子育ては、やはり、大衡村にとって、いろいろな面で、支援策、いろんなことをしておりますけれども、医療費の助成という部分では、18歳まで無料という部分では、いち早く着手した村でもございました。今でこそ、ほかの自治体もほとんどやっているところがございますけれども、大衡村でも、それを踏まえまして、これからも、子育てに優しい、環境に優しい大衡村として、私もいろいろな部分で子育て支援に邁進してまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 大衡の例えば役場、公共施設の場合を見ましても、おむつ交換台というのは、確かにあります。ありますが、あそこで赤ちゃんのおむつ交換、本当にどうなんだろうと思うような、明るさといったり、場所といったりそんな感じですので、どうもその子育て支援をうたう割には、ちょっとその辺はお粗末かなあと思っています。県のアンケートの自由記述のところを見ますと、子育て世代も安心して来訪してもらえる施設に、お出かけしやすい社会、子供が泣いたときに大変、授乳室のない施設には行きたくない。それから、清潔な場所で授乳したいのに、多目的トイレではね。こんな言葉も寄せられているそうです。したがって、授乳は必ずしもお母さんだけとは限らないというところももちろんあるとは思いますが、それでもきちんとプライバシー、セキュリティー、これが守られるような設備を、ぜひご検討いただきたいと思います。そうした声にやっぱりきちんと応えていくことが真の子育て支援かなと思いますが、いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 赤間議員のおっしゃるとおりだと思います。

そんな中で、今回、私がこの質問を受けて、平林の入り口のところの場所に給湯器があるお部屋があるんです。あの部屋を何とか、子育て、授乳室、この置き型もいいんですけども、100万、200万と、やはりお金がかかるという部分を見ますと、あの部分に授乳室、そしておむつの交換台、そういうものを置くことができないかということも模索しながら、これから、大衡村、環境に優しい子育ての一環として、そのような形ができないかなということも併せて考えながら、やってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 今回の質問が契機で、そういう形でご検討いただくチャンスになったのであれば幸いです。ぜひ、かわいく、皆さんに好感を持たれるような配置なり装飾なり設備なりで考えていただきたいと思います。

最近では、スマホアプリで授乳室ここにありますというのが例えば仙台市内とか、ショッピングセンターとかそういうのが、もうどんどんアップされています。今回、大衡村子育てマップ、大衡村子育てマップというの何か、今回、作り直すとかというふうなお話がありましたが、そうしたものにも、授乳室ありますよっていうふうなのが、入れられたらなおいいのではないかと考えておりました。その辺の考え方についても伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 子育てマップですね、そういうものも作るような形になっていることと、あとDXの推進によりまして、今回、母子手帳アプリ、そういうものも大衡村で来年度、今年度中にいろいろ計画しまして、来年度あたりですか、早ければ今年度末にできるのか、その辺のスピード感はちょっとやってみての状況次第なんですけれども、母子手帳アプリ、そういうものも作る予定でございます。その中にあとLINE、そういうものもやっていますので、子育て中の方々がいち早くそういうものに目が行くような形、そういうものも作っていきたいと思いますし、先ほど言いました平林の入り口、左側の部屋なんですけれども、あそこもやはり今、物を置いている部分だけになっていますので、その活用、やはり、あるものを活用するのもこれから大事なことだと思いますので、その部分をどのようにできるかは本当に活用ができるかどうか検討しながら、赤間議員が言ったように、もしかすると、円形、出来上がったものを買って置き型にしたほうがいいものなのか、そういう部分も予算を踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 国もこども家庭庁、大きなセクションができました。もう本当に力を入れるというのがそこでも分かってきましたし、そういう制度なり補助なりというものを最大限に生かし、それをキャッチするアンテナをぜひ高くして、村長ね、財源財源とおっしゃいますから、その辺も力を入れて、今後の支援策に取り組んでいただきたいと思います。どうぞ。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 赤間議員から、力強い応援のお言葉をいただいたと思います。それを胸に刻みまして、頑張っまいると思います。

議長（高橋浩之君） 以上で、赤間しづ江さんの一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を2時20分といたします。

午後2時07分 休 憩

---

午後2時20分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順8番、山本信悟君、質問席に移動してください。

1番（山本信悟君） 通告順8番、山本信悟でございます。

議員として4月始めて、この席上での初めての質問ということで、若干、緊張しております。しょっちゅう見慣れた職員の前での質問ということで、大変緊張しております。よろしくお願ひしたいと思います。

4月に晴れて小川村長が初女性として村長になったわけでございます。村内外から注目される自治体になっていくというふうに私も認識しているところであります。その大衡村のかじ切りを間違わないように、議員、私一人として、村長の行動を見据えながら、見ながら、そして、その中でよい方向に話し合える大衡村にしていきたいと思っております。それも何回も言うように、住みたくなる、来たくなる、住んでみたい、そういう大衡村に、自分もしていきたいと思っております。

村長は公約の中で、5つの公約を掲げております。子育て・教育、産業振興、村民の力の活用、健康福祉、村民の声をまちづくりにという5つの公約を掲げ、邁進して、今、進んでいると思っております。その声を昨日も一般質問の中でもありましたが、再度、そういった部分の具体的な方策、方法、また教えていただければなというふうにも思っております。

その中で、私が目に、ふと思ったところが、リーフレット等で、「夢叶え、笑顔で元気な大衡村」という表記されており、この夢、笑顔、元気を具体的な方向性はこういった考えで持っていくのか。そういった部分を、なかなか難しい答えになるかと思いますが、みんなの、みんなに分かる方向性を具体的に示していただきたいという思いがあり

ます。

そして、1つ、2つ目、3つ目と、まず職員の休日出勤、あと時間外等の実績など、あと2つ目については、週に1度の一斉退庁制度の実施なんかも職員の負担が少なくなるよう、実施していただければなというふうに思っております。あと3つ目に対しては、職員が、体調ですね、特に精神的な体調が崩していないのか。そういった部分の心のケアなども、村長として、どういうふうに持っていきたい、持って行ってほしいか、どうやって持っていくのか、そういった部分をお聞きさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、山本信悟議員の、村長が目指す笑顔で元気な大衡村の具体的な方向性は、との一般質問にお答えいたします。

昨日、佐野英俊議員の一般質問の答弁と重複するところがありますが、ご了承願います。

村長のリーフレット等で、「夢叶え、笑顔で元気大衡村」と表記されているが、具体的な方向性を問うとの一般質問ですが、5月の臨時議会の招集の挨拶でも申し上げましたが、村政執行に当たっては、萩原村政を踏襲し、さらに、女性としての視点を加えながら、本村の発展と住民福祉の向上、そして教育の充実に向けて邁進してまいる所存でございます。大衡村に住んでよかった、来てよかったと思えるような、思われるようなまちづくりを継続していくもので、そのためには、子育て、教育や産業振興、それぞれ5項目の分野で、具体的な施策を一步ずつ進めていきたいと考えておるところでございます。

まず1点目といたしましては、子育て・教育の推進であります。

子供たちは地域の宝であり、これまでの事業をより発展させ、着実に前進させていきたいと考えております。

次に、2点目といたしましては、村民の力を最大限に活用することです。

村の未来は村民がつくることを基本とし、地域おこし協力隊の活用や、起業・創業支援を充実させていきたいと考えております。

次に、3点目といたしましては、産業振興です。

豊かな地域を目指して、未来に向けた農業改革や企業誘致等、官民連携を図りたいと

考えております。

次に、4点目といたしましては、住みたくなる村とするため、高齢者、障害者の支援など、健康・福祉・安心安全な地域社会の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、5点目といたしましては、村民の声をまちづくりに生かすための施策の充実を図りたいと考えております。

これら5点を実現させるための施策を今後考えてまいりますので、その際は、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、職員に元気がないと職場内も暗くなり、笑顔も元気も少なくなることから、どのような対応をしているのかとの質問でございますが、まず1点目の、休日出勤や時間外勤務者の実績の伴う手当等の支給の実態はどうかのご質問ですが、休日出勤を含む時間外勤務をする際には、所属長、命令権者への事前に申し出るようになっており、翌日に実績を命令簿に記載し、直接監督者、直属の上司、及び命令権者が確認することとしております。また、休日出勤は、村の行事や各課においての事業などとなっており、こちらにつきましても、実績に応じて、時間外手当や代休などで対応しておるところでございます。また、特定の職員に事務が偏らないように、時間外適正化委員会や課長会議などを通じて、課長に是正を指示しているところでもあります。

次に、2点目の、他の自治体においては、週に1度、一斉退庁制度を実施しているようであるが、現在の状況はどうなっているのかのご質問ですが、本町においても、毎週水曜日を定時の退庁日としております。私も毎日、退庁する際は、各フロアを回って声かけをしているところであり、就任後すぐに週1度は定時に退庁するよう、職員へ話したところです。

しかしながら、職員の数は徐々に増えてはおりますが、事務事業も増加しており、緊急度や重要度の高いもの、事務内容も高い専門知識を要するものなど、職員にかかる負担は大きくなっておるのが現状でございます。また、お祭りの準備や申告相談など、定期的な業務がある場合などは、定時退庁の難しいことが実情であります。定時退庁をすることで、家族サービス、習い事、趣味などの使える時間が増え、職員のプライベートが充実し、心身のリフレッシュや定時と仕事の終わりが決まっているとそれまでに仕事を終わらせようとするため、業務が改善され、時間外勤務をするよりも業務が進み、自然と業務の効率化が行われるものと考えております。職員それぞれの業務と能力がありますので、すぐすぐには難しいと思いますが、一斉定時退庁ができるよう努めてまい

りたいと思います。

次に、3点目の、体調、精神的面を崩している職員の対応策は決められているのかとのご質問ですが、大和町きぼうの杜診療所と精神衛生に関する業務委託契約を結んでおり、その業務内容は、精神疾患の疑いのある職員に対し、受診勧告等の適切な処置をとるよう所属長を指導し、必要な措置を講じることがまず1つです。2つ目、ストレスチェックの結果、高ストレスと診断された職員のうち、申出を行った職員へ医師との面談指導を行うとなっております。

なお、ストレスチェックは、職員及び教員、会計年度職員を対象に、専門の業者が運営するシステムの質問85に答える方式で行っております。この結果を総務課長を委員長とする衛生委員会に諮り、高ストレスに該当し申告できない職員に対し、受診の勧奨など、必要な手だてを行うこととしておるところでございます。

しかしながら、職員が受けるストレスは様々であり、職場での人間関係や仕事上の問題もあれば、家庭や健康といった、プライベートなストレスもありますので、言い出しにくい部分、または、こちらで把握し切れない部分もあることから、引き続きメンタルヘルスケアの教育研修や、職場環境などの把握、メンタルヘルス不調への気づきと対応を強化し、それでも休業を余儀なくされた職員に対しましては、職場復帰における支援など、手厚い対応を講じてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1番（山本信悟君） ありがとうございます。

今、大きく3点ということで、私のほうから質問させていただきました。

まず、職員の勤務、あと休憩の把握の実態ということで、基本、管理職が行うということで答弁の中で聞いております。その管理職を今度管理するための管理カンは、どういった方向になっているのか。大丈夫でしょうか。難しいですか。

やっぱり、管理職は部下をまず管理するのが、まず一つの仕事、あと、その課内をまとめるのも一つの仕事、あとは本当の仕事ということで、まず、3つのパターンが管理職に与えられた仕事だと思っております。その管理職がやっぱり休日だったりという、そこには多分、手当、管理職手当というのが発生しているのかなというふうにも思っております。ただその、難しい答弁に、俺も聞かれたら難しいなって思いながらも聞いているんですが、その管理をする管理者、総務課長だったりするのか、村長だったり。

(「1回、じゃあ座って」の声あり) はい、失礼します。

議長 (高橋浩之君) 村長。

村長 (小川ひろみ君) 管理職を管理するという部分では、一般業務的には、副村長、そして教育現場の部分教育部門としては、教育長という形になっております。

議長 (高橋浩之君) 山本信悟君。

1 番 (山本信悟君) そういった部分でちゃんと管理していただいて、この大衡村の職員が、あと、規則正しく過ごせる職員であってほしいなというふうに思っております。

続きまして、自治体、週1度の一斉退庁ということで、まず、今日水曜日です。今日、みんなで、この議会など終われば一緒に帰ってもいいのかなあなんて思いながら、今日、たまたま水曜日だったなというふうに、答弁、回答を見ながら、今日水曜日だと思いながら、思っております。各課、いろいろお仕事あります。その部分で、今日水曜日だから早く帰れ、みんな一緒に帰ろう、手をつないで帰ろうというふうな雰囲気はあるのかなというふうにも思います。よろしくをお願いします。

議長 (高橋浩之君) 村長。

村長 (小川ひろみ君) 先ほどの答弁でも申しましたけれども、私は就任してから、毎日、フロアに、1階、2階から、2階に私の部屋があるものですから、2階にも、各課全部、帰りますという話と、あと自分の仕事、なるべく早めに仕事を終わって帰るようということもお話をしているところでございます。また、1階に下りた際にも、フロアフロアで、声がけ、そういうことはするようにしているところです。水曜日になります、水曜日以外でもそういうことをしていますけれども、水曜日には早く帰るということも、職員にきちんとお話ししているところでございます。

しかしながら、やはり業務内容によっては、帰れないときもあるということも重々承知ですけれども、その中でも、なるべく早くは帰るようということも言っているところでもございます。

議長 (高橋浩之君) 山本信悟君。

1 番 (山本信悟君) 今、村長も申したとおり、仕事が終われば、速やかに自分の時間を職員が、管理職も含めて、自分の時間も仕事以上に大事でございますので、心苦しいときもあるかもしれませんが、一緒に、隣の課は全員で帰ったというようなつくり方も、職員間の中で仕事の上、必要なんじゃないかなあというふうに思っております。答弁の中で、時間外勤務をするよりも、下のほうですね、時間外勤務をするよりも、業務が進み、

自然と業務の効率が行われるものの考えも、これが一番ベストなんじゃないかなというふうに考えております。各課、せっかく今日水曜日なので、お声がけをしていただきながら、週に一度は明るいうちに帰れるような時間帯を設けていただければなど、本当に仕事の事情、その課によっては、土日返上という部分もあるかと思えます。そういった意味でも、なお、1週間の時間の使い方を考えながら、仕事に励んでいただければなどというふうに思っております。

続きまして、3つ目の職員の精神的な体調不良、大衡村の職員にはいないとは思いますが、体調を崩して休まれている方々が、まず、さっき答弁の中で、きぼうの杜の診療所の精神っていう話もあって、最終的にはそういう部分の医療関係を最終的には求められるものだとは思っておりますが、この職員間の中で話し相手になれる同僚でも何でもいいんですが、心を開いて話して聞いてあげる、話してあげる。やっぱり、心を体調崩している方って心が傷ついているわけですから、休みがちだったり、1人で考え込んでいたり、陰のほうで人と人との接し方ができなくなる。そういった部分が多く見えてくると思えます。逆にバンとテンション上がって、大声出して話す方もおるかと思えます。そういった、直接その場面で対応できる体制づくりというのはどんな考えでおりますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 一番最初の答えでも言いましたように、総務課長を筆頭に、このストレス、人それぞれ職員のストレスのかかる、何ていうんでしょう、受け方、いろんな部分、あるということもお話ししました。やはり、家庭の問題があったり、仕事だけじゃなかったり、いろいろな部分があると思えます。そういう部分も全部把握するかといったらこれは物すごく大変なことですし、把握し切れない部分もあります。山本信悟議員が言ったように、やっぱり日頃からいい人間関係を築いていくということがとても大事だと今のお話を聞いていて思ったところです。そして職員の中でも、この研修制度、メンタルヘルスケア、教育研修ということも行っております。そのときの去年の資料なんですけど、こんな資料がございます。人間関係とメンタルヘルスという教育なんですけど、その中で、最後にいいことが書いてあるので、読ませていただきます。

日頃から、よい人間関係を築きましょう。聞くこと。話すこと。関わること。基本は、丁寧に向き合うこと。やっぱりこれが一番大事だということ、職員研修でしているので、きっと、一人一人の職員もこの気持ちを研修で受けていますので、この気持ちを胸に刻んで、お一人お一人の職員が職務に随行しているところだと思いますので、あと、

山本議員が見たときに、何かをお話ししたいなという職員がありましたら、ぜひお声がけをして、元気になっていただければいいのではないかなと思っておるところでございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） いろんな研修だったりということで、理解はします。あと、ストレスチェック、80問という中で、実際、このストレスチェックというのは、どういったものかという、自分の気持ちをさらけ出せば一番いいんでしょうけども、なかなかそのチェック項目の中では気持ちが出せない項目もいっぱいあるようでございます。実際見てはいないのですが、本当に自分の気持ちが正直にチェック項目に、ここ駄目だったなあとか、ここよかったけれども普通しておくかとか、そういうチェックの項目の在り方というのをどのように感じているか、考えているか、よければ教えていただければなど。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） このチェック項目、システムで専門の業者が運営するこのシステムですので、その内容については総務課長が見ていますので、そちら総務課長のほうにお答えさせます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） こちらのとおりに、80問の設問ということで、様々な設問あります。いわゆるその仕事の関係もありますし、例えば上司が協力的であるかどうか、5段階です、5段階でその部分でありますし、あとは家庭の関係も当然設問の中にはございます。いわゆる、何ていうんでしょうかね、家庭のほうで何か問題、悩みを抱えていることがあるかとか。そういったところで、その設問の中で80問ということで、多分、そういった中での、個人的にパスワードを打ち込んで、個人的に入力をかけますので、その結果というのは個人しか分からないんですね。個人しか分からないですので、自分はやっぱり高ストレスなんだっていうのは個人は分かります。あと、管理者である私も分かりますので、そこ、そういった形で衛生委員会等々で、こういった部分の声がけをしていると。あとは当然、課長会議等々でも、あとは時間外適正化会議でも、休みがちの職員というのは、やっぱりそういった何らかの前兆がありますので、この職員ちょっと休んでいるな、何かあるのかなということで、担当課長とかに話も聞いたりして、そういった方向で是正をしておりますので、ストレスチェックについては、高ストレス該当者は結構いるんですけども、なかなか受診、きぼうの杜ですね、きぼうの杜の受診の方が

少ないというのは、ちょっとなかなかどのようにしたら受診勧奨をできるかというのはちょっと、それが問題になっているという部分でございます。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） 高という言葉も出ましたが、なるべく、高、高いほうじゃないほうで、職員間の流れを、私で力になることがあれば声かけていただきながら、やっぱり、職員、私たち、そして住民が大衡村をつくるという部分も踏まえながら、夢叶え、笑顔で元気という部分になってくるのかなというふうに思います。村長に、大衡村の夢って何ですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 大衡村の夢ですか。大衡の、とっても難しい問題ですね。私がいつも言っているのは、やはりみんなが元気で笑顔にいるということが、一番の夢なのかもしれません。そして、やはり、今、私が大衡村の村長になってから皆さんの朝礼のときにも必ず言っていることは、挨拶、とにかく住民の方々に挨拶を明るくしてほしいということだけは言っています。おはようございます。挨拶が一番大事だと思っています。その挨拶がすんなりと出る、言葉として出るということが、大衡村で一番大事なことなのではないかな。それも夢ですね、それも夢の中の一つなのか、すごい難しい問題、質問で答えになっているか分からないんですけど、あと、やはり、ごめんなさい、すみませんでしたという言葉より、私は住民の方々には、ありがとうと言われる言葉をもらえる職員になってほしいということを毎回言っております。やはりそれがこれから職員として一番大事なことだと思う。住民のサービス、そして福祉の向上にもプラスになっていくと思いますので、心の底からその言葉が出るような、そんな形が一番大衡村としての夢だと思っています。

議長（高橋浩之君） 山本信悟君。

1 番（山本信悟君） まあ難しい、夢って、私も夢何だろうと言われてたら、なかなか回答に難しい部分もありますが、あえて聞かせてもらいました。多分、自分も村長も思いは一緒だと思います。笑顔で元気な大衡、自分もつくっていきたいというふうに思っていますし、そういった自治体、あそこ、笑っていいよなっていう自治体になってほしいし、なりたいなあと。これも、職員の皆さん、我々、皆さんの力添えがなければ、そういった地域づくりがつかれないというふうに思っております。皆さん、頑張ってください。終わります。

議長（高橋浩之君） 以上で、山本信悟君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後 2 時 5 2 分 散 会

---